

令和2年10月

会 員 各 位

一般社団法人東京建設業協会

全国建設業協会「品確法に基づく発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）の運用状況等に関するアンケート」の結果報告について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より当協会の事業運営に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記アンケートにつきましては先般、会員の皆様にはご多忙のところご協力いただき、誠にありがとうございました。この度、全国建設業協会よりアンケートの結果が取りまとまった旨報告がございました。

つきましては、下記資料をお送りいたしますので、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

記

<送付資料>

- ①送付状（本状）
- ②全国建設業協会通知文
- ③品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の運用状況等に関するアンケート報告書

< 担 当 >

事業部 調査研究課 澤野・望月

TEL 03-3552-5656 / FAX 03-3555-2170

E-mail chosa@token.or.jp

以 上

全建事発第 097 号
令和 2 年 9 月 29 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公印省略〕

品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」
の運用状況等に関するアンケートの結果報告について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記アンケートにつきましては、令和 2 年 7 月 8 日付全建事発第 055 号によりご協力をお願いしていたところですが、各位より多数のご意見、ご回答をいただき、この度、別添のとおり結果を取りまとめましたのでご報告いたします。

つきましては、貴会会員企業の皆様に対しご周知いただきますとともに、関係機関等への制度改善要望に際しての参考としていただければ幸いです。

なお、調査結果につきましては、近日中に業界紙に対し記者発表を行う予定です。

以 上

(添付資料)

- ・品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の運用状況等に関するアンケート報告書（令和 2 年 9 月）

(担当) 事業部 堤

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp

品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針
(運用指針)」の運用状況等に関するアンケート
報 告 書

令和 2 年 9 月

一般社団法人 全国建設業協会



目次

	ページ
○調査概要	2
○企業の属性	3
○調査結果	
I 都道府県建設業協会からの回答	
1. 発注の平準化	5
2. 予定価格の状況	〃
3. 多様な入札契約方式の選択・活用	6
4. 地域の守り手として	
地域建設企業が直面する課題	7
5. 新型コロナウイルス感染症の影響	〃
II 会員企業からの回答	
1. 運用指針の運用状況	8
2. 会員企業の現況	14
3. 地域建設業の持続性確保	16
4. 生産性向上の取組み	21
5. 災害時における対応	24
6. 新型コロナウイルス感染症の影響	26

調査概要

【調査の目的】

令和2年4月から、昨年6月に改正された品確法に基づく新運用指針による発注関係事務が始まったところ、品確法改正の効果を測定・評価し、各地域の入札契約制度改善の要望活動等に活用する資料として調査を実施するもの。

【調査の内容】

- ・各発注者における指針の運用状況
- ・企業の状況の変化
- ・地域建設業の持続性確保
- ・生産性向上の取組み
- ・災害時における対応
- ・コロナウイルス感染症の影響

【実施概要】

- ・調査日 令和2年7月～令和2年8月
- ・調査対象 47都道府県建設業協会及び会員企業（一部）
会員企業の選定については、各都道府県建設業協会に一任。
- ・回答数 46都道府県建設業協会（回収率：97.9%）
会員企業 計1,097社
- ・集計方法 都道府県建設業協会及び会員企業の回答をそれぞれ単純集計。
※複数回答の設問については、回答者数に対する割合を表示しているため、構成比の合計が100%を超える場合あり。

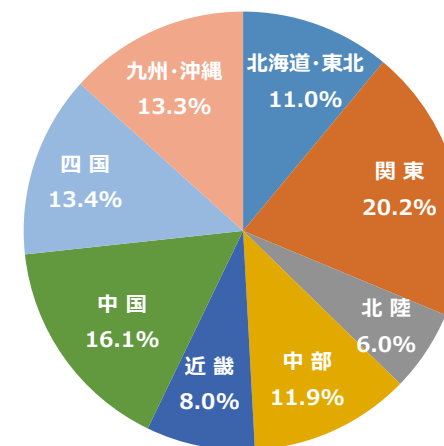
企業の属性①

【ブロック別】

ブロック	都道府県	回答数	構成比
北海道・東北	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	121	11.0%
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野	222	20.2%
北陸	新潟、富山、石川	66	6.0%
中部	岐阜、静岡、愛知、三重	130	11.9%
近畿	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	88	8.0%
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	177	16.1%
四国	徳島、香川、愛媛、高知	147	13.4%
九州・沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	146	13.3%
計		1,097	100%

※ブロックは地方整備局単位で区分（新潟は北陸に含めています。）しています。

【ブロック別構成比】



【資本金別】

資本金	回答数	構成比
10億円以上	29	2.6%
1億円以上 10億円未満	103	9.4%
5,000万円以上 1億円未満	236	21.5%
3,000万円以上 5,000万円未満	289	26.3%
1,000万円以上 3,000万円未満	413	37.6%
1,000万円未満	25	2.3%
不明	2	0.2%
計	1,097	100%

【売上高別】

売上高	回答数	構成比
100億円以上	83	7.6%
50億円以上 100億円未満	90	8.2%
10億円以上 50億円未満	380	34.6%
5億円以上 10億円未満	203	18.5%
2億円以上 5億円未満	213	19.4%
2億円未満	124	11.3%
不明	4	0.4%
計	1,097	100%

【従業員数別】

従業員数（常勤役員含む）	回答数	構成比
200人以上	69	6.3%
100人以上 200人未満	91	8.3%
50人以上 100人未満	177	16.1%
30人以上 50人未満	201	18.3%
10人以上 30人未満	372	33.9%
10人未満	179	16.3%
不明	8	0.7%
計	1,097	100%

企業の属性②

【国土交通省ランク別】

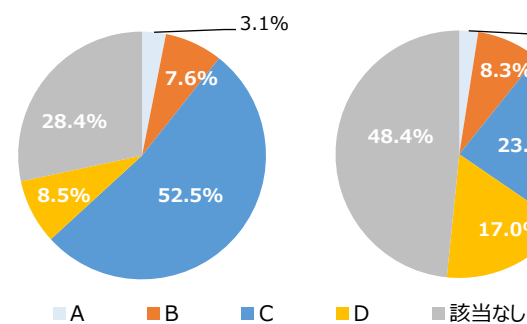
(土木)

ラ ン ク	回答数	構成比
A	34	3.1%
B	83	7.6%
C	576	52.5%
D	93	8.5%
該当なし・無回答	311	28.4%
計	1,097	100%

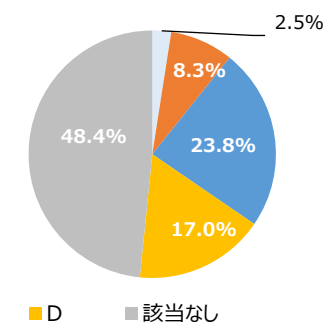
(建 築)

ラ ン ク	回答数	構成比
A	27	2.5%
B	91	8.3%
C	261	23.8%
D	187	17.0%
該当なし・無回答	531	48.4%
計	1,097	100%

(土木)



(建築)



【都道府県ランク別】

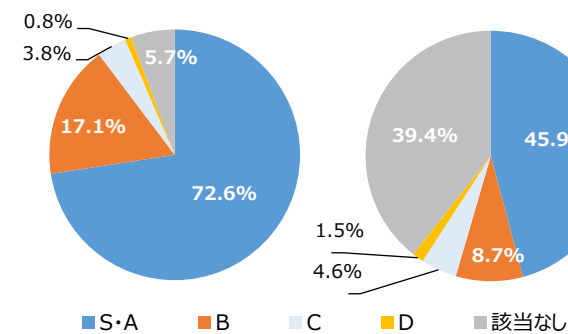
(土木)

ラ ン ク	回答数	構成比
S・A	796	72.6%
B	188	17.1%
C	42	3.8%
D	9	0.8%
該当なし・無回答	62	5.7%
計	1,097	100%

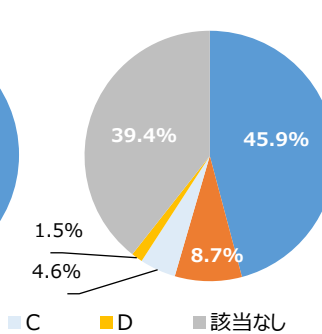
(建 築)

ラ ン ク	回答数	構成比
S・A	503	45.9%
B	95	8.7%
C	51	4.6%
D	16	1.5%
該当なし・無回答	432	39.4%
計	1,097	100%

(土木)



(建築)

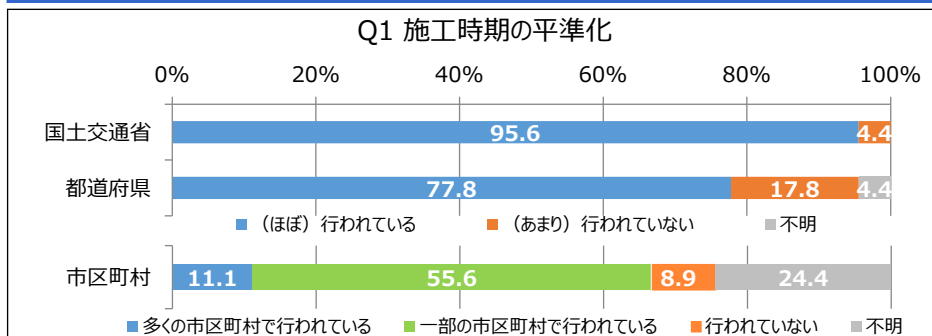


調査結果 I 都道府県建設業協会からの回答

1. 施工時期の平準化

Q1 債務負担行為やゼロ債の活用、入札公告の前倒しなどによる施工時期の平準化に向けた積極的な取り組みが行われていますか？

○施工時期の平準化に向けた取り組みについては、「（ほぼ）行われている」の回答が、国土交通省発注工事では9割台半ば、都道府県では7割台後半になっている。一方、市区町村発注工事では、「多くの市区町村で行われている」は1割強にとどまり、「一部の市区町村で行われている」「行われていない」の改善途上の回答の合計が6割超を占めている。



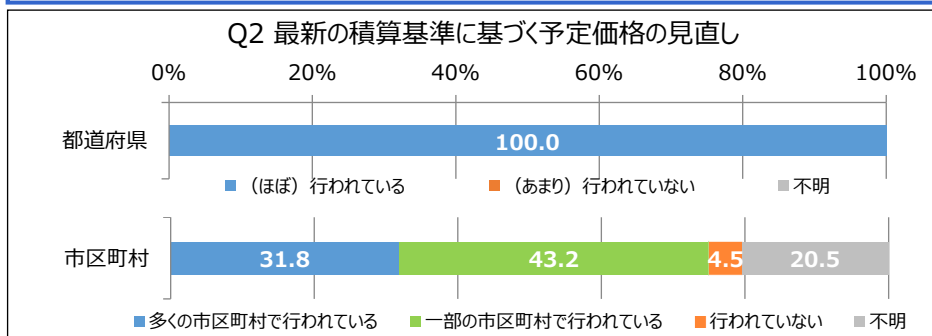
(改善内容・要望等)

- ・発注時期の平準化は進んでいるが、協議未完了や着手準備が整っていないケースもあり、着手時期が遅れる場合がある。
- ・平準化の進展により第1四半期の発注も増えてきたが、河川工事が多く、梅雨の時期と重なり落札してても工事が進まない、着手できない工事が多い。
- ・まだ一年を通した施工時期の平準化には至らず、年度末に過度に完成が集中するという実態がある。
- ・市によっては、前年度に設計をし、翌年度から工事にとりかかれるよう計画的な発注に努めているところがあるが、それでも補助事業などは内示決定待ちなどがあり、すぐに発注するのが難しい場合がある。
- ・市町は単独事業の工事が少なく、特に町はほぼ補助事業であり国・県の補助金交付決定後の秋以降の発注になる。この仕組みを変えない限り、早期発注、平準化は進まないと考えている。
- ・本県は豪雪地帯であり、降雪時の現場状況も踏まえた工程が必要であることを考えると、必ずしも「発注時期の平準化＝施工時期の平準化」とはならない。

2. 予定価格（最新の積算基準に基づく見直し）

Q2 最新の国の積算基準に基づく見直しが適宜行われるよう改善されましたか？

○最新の積算基準に基づく見直しについては、都道府県発注工事では、「（ほぼ）行われている」の回答が10割となっている。一方、市区町村発注工事では、「多くの市区町村で行われている」は3割強にとどまり、「一部の市区町村で行われている」「行われていない」の改善途上の回答の合計が5割弱を占めている。



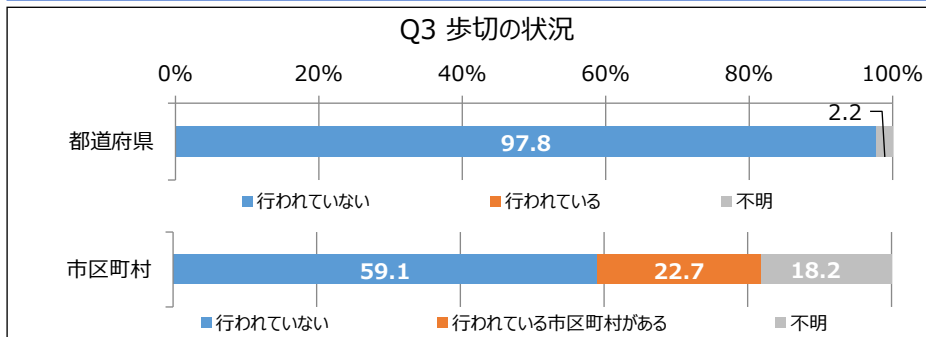
(改善内容・要望等)

- ・各市町とも施工歩掛等の開示が進み、積算基準の見直しが随時行われてきている。
- ・県及び市町村共に国の最新積算基準等に基づく見直しが適宜実施されているが、実質的に反映されるまでのタイムラグが約3ヶ月程度生じており改善を求める。
- ・県は国の積算基準の変更にすぐ対応しているが、市町村にあつては予算等の都合から対応できていないところが多い。
- ・国の積算基準に基づく見直しは行われているが、地域ごとの施工条件や作業場所による補正が一律のため、実情に合った設計がなされていない。
- ・町村の場合、見積単価の公表がほとんどない。また、入札結果の公表もない町村がある。
- ・豪雨災害の復旧関連工事において、被災市町発注の農林関係工事では不調・不落が発生。従前と変わらない農林水産分野の積算により、適正利潤が得られない予定価格となっており、かつ被災地域で人材不足・下請け不足が深刻化する中、工期の弾力化もなされていないことが要因。

2. 予定価格（歩切りの状況）

Q3 歩切りの状況はどのようになっていますか？

○歩切りの状況については、都道府県発注工事で、不明を除くすべての回答が「行われていない」となっている。一方、市区町村発注工事で、「行われている市区町村がある」の回答が依然として2割超にのぼっている。



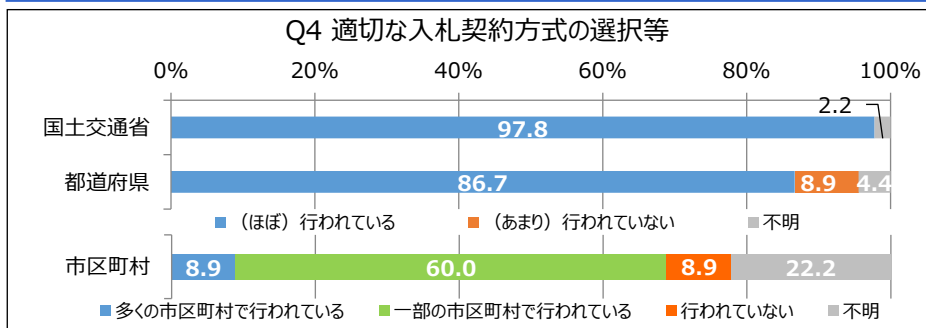
(改善内容・要望等)

- ・担い手3法の施行により、発注者の意識が変わってきた。
- ・国や県からの指導により、全市町村で歩切りは無くなっている。
- ・土木工事ではほぼ行われていないが、建築工事では当初予算に合わせるため一式工種（例えば、鉄骨を数量が多いから安く買えると理由付けて8割にするなど）で歩切りがなされている。
- ・予定価格の歩切りはないが、一部の市町で見積り段階で金額をカットしている。
- ・市町村の建築工事では、未だに歩切りがある。
- ・県内市町では、歩切りと言われるものはないとされているが、そもそも予算ありきで、予定価格そのものが歩切り状態となっていると思われる案件がある。
- ・歩切りはなくなったが、一部の市町村では資材等の見積価格の公表がなく、不透明な部分がある。
- ・一部の市町村では品確法が軽視され、未だに公共工事の落札金額を下げるような入札制度を採用し続けており、災害復旧には地元建設企業の協力が不可欠であることの理解が低い印象を受ける。

3. 多様な入札契約方式の選択・活用

Q4 工事の性格や地域の実情などに応じた、適切な入札契約・総合評価方式が選択・活用されていますか？

○適切な入札契約等の選択・活用については、「（ほぼ）行われている」の回答が、国土交通省発注工事では9割台後半、都道府県では8割台後半となっている。一方、市区町村発注工事では、「多くの市区町村で行われている」は1割弱にとどまり、「一部の市区町村で行われている」「行われていない」の改善途上の回答の合計が7割弱を占めている。



(改善内容・要望等)

- ・総合評価方式の発注件数は増えてきているが、技術提案評価項目が多く、その対応に苦労している。
- ・一部市町村では総合評価方式が形だけとなり、実質評価による差が生まれない方式をとっている。
- ・PFI・PPP工事は県や一部の市で行なわれているが、ゼネコンが主体となるため地元がなかなか参入できず、参入するためのノウハウ等も不足している。
- ・県内のある市の総合評価方式は、一般競争入札と比べて落札率が下がる傾向があり、金額を抑えるために採用している印象を受けている。
- ・すべての発注工事で一般競争入札が行われている自治体があり、地域の実情に合わない。
- ・農林分野発注（林業土木、森林土木、土地改良）は全くできていない。
- ・市町村においては指名競争入札で行われているが、特殊工事については施工実績を優先した入札が行われるため地元企業が参加できない。工種にもよるが小規模な工事には地元企業も参入できるようにして実績を与えないと永久的に参加できない。

4. 地域の守り手として地域建設企業が直面する課題

Q5 地域建設企業が、災害発生時等において「地域の守り手」としての役割を果たしていくために、現在直面している課題についてお聞かせください。

(地域の守り手として地域建設企業が直面する課題等)

- ・地域の安全・安心の守り手などの社会的使命を果たしていくには、見通しが立つ企業経営が不可欠であることから、公共事業予算の持続的・安定的な確保と、地域の実情を十分踏まえた予算配分が必要。
- ・県内でみても都市と地方で工事量に差が出ており、特に公共工事が少ない地方業者の経営は厳しい状況が続いている。また、業界全体の課題だが、若年者や技術者・技能者を思うように採用できず、地元を守る企業の存続が危ぶまれている。そのような状況で、近年、何十年に一度と言われるような災害が毎年のように各地で発生しており、どこまで災害に対応できるか分からない。公共工事量の更なる増額による経営状況の改善や週休2日制の促進、労務単価の引き上げなど労働環境の改善を図るため一層の取組が必要である。
- ・豪雪地域では過疎化、高齢化が特に進行しており、各集落の道路除雪体制を今後何年維持できるのかが不安である。
- ・近年、自然災害は頻発化・激甚化してきており、広範囲において甚大が被害が生じた場合には、地域建設業者の限られた人材や建設資機材等を効果的に活用した迅速な応急復旧を行う必要があり、各行政機関等が連携した応急復旧体制の確立が求められる。
- ・災害時の指定地方公共機関としての期待と要請にはほぼ100%応えているところであるが、通常時において常に有事に備えている会員企業が適正に評価されておらず、今後の継続した体制整備に危惧もたれる。
- ・災害が発生した際、同一の業者に国・県・自治体からそれぞれ連絡がある。指示は一元化して欲しい。
- ・災害発生現場では状況に応じた対応が必要となり、多くの現場経験を積んだオペレーターの判断が安全面で重要なことが多々ある。しかしながら、その経験、技術を受け継ぐべき若手オペレーターが不足しており、その伝承が途切れた場合、災害現場の早急な復旧等に支障をきたすことが、今後多くなると予想される。
- ・若手建設業従事者の確保が喫緊の課題であるが、市内高等学校には土木科が皆無のため新規就労者の採用に苦慮している。また、技術等の継承が途切れるのでは無いかと心配している。
- ・地域建設企業が、災害や除雪に適格・迅速に対応するためには、企業が車両・機材を保有しておく必要があるが、災害時のみ使用するものが多いため、経営事項審査の点数対策や経営の効率化のため保有していない企業が増えており、将来的に災害時に対応できる体制が維持できるか不安がある。このため、災害時の車両や機材を保有している企業への総合評価等の加点などメリットを持たせる必要があると考える。
- ・県からの要請に基づく災害応急で二次災害が起きた場合、災害協定上に記載された県の補償条例は実際には適用されず、補償については労災以外にはない。労災保険を適用した場合、掛率が割増や指名停止となったとの話もある。また、地方整備局との協定では補償の規定がない。国や県には出勤要請ガイドラインの作成、保証できる仕組みの構築、民間保険等加入に対する公的負担、活動待機時間における時間外勤務等に伴う経費の負担を検討してもらいたい。

5. 新型コロナウイルス感染症の影響

Q6 新型コロナウイルス感染症の影響により、現在、地域建設業が直面している課題や改善を要する事項などについてお聞かせください。

(新型コロナウイルス感染症に対する課題等)

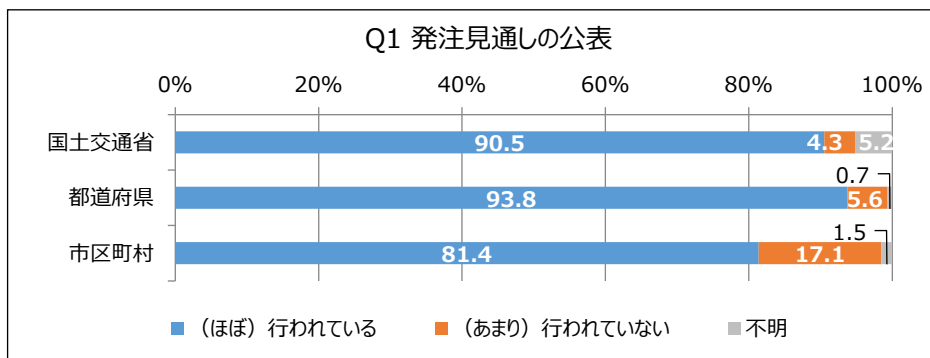
- ・建築工事では材料の入荷待ちや建築計画が中止になった案件もある。
- ・学校の休校措置により夏休みが短くなり、夏休みを利用した改修工事が延期された。
- ・緊急事態宣言発令期間中、新規工事の発注を中止した影響により、年間工事発注量や施工時期の平準化に大きな影響がでることが予想され、今後、競争の激化や技術者の確保が課題となると思われる。
- ・発注者側の勤務体制が在宅勤務等へ変わったことにより、発注時期が遅れることがある。工期内に完成するのが心配。計画的で遅滞ない発注をお願いしたい。
- ・発注が一時的に止まったり、先送りになった案件が複数あるため、受注時期が重なり、施工管理者や技術者の確保が厳しくなっている。また、現場での感染拡大防止対策や協力業者への感染予防指導に労力とコストがかかる。
- ・地方自治体においても、感染防止策による経費の増加、資材搬入の遅れによる工期の遅れなど、経費率アップや工期延長をお願いしたい。
- ・感染者や感染危惧待機者が出た場合等においても、監理技術者等要件として、同等の資格を持っているものが代行できるとか、他の現場の監理技術者が複数の現場を担当できるなどの緩和措置をお願いしたい。
- ・会員企業は土木工事が主であり、今のところ新型コロナウイルス感染症の影響は少ない。しかし、今後、国の財政難等（コロナ関係による財政支出の増大）による公共事業予算の削減が懸念される。
- ・今後、新型コロナウイルス感染症の影響により、景気後退で民間工事の需要が減少していく事が懸念される。また、冬期の除雪現場における感染症発症時の対応について、除雪体制維持が課題となっている。
- ・発注者の在宅勤務により確認検査や変更協議が滞ったケースがあった。非接触、非対面による確認検査や協議の推進が必要。
- ・今後、第2波・第3波が到来した場合に、発注担当者等がテレワーク（在宅勤務）になる可能性が高くなることから、テレワーク中でも担当者や打合せ等ができる環境づくりが必要である。
- ・各種講習会等が中止又は規模が縮小されていることから、今後の技術者の技術力の維持に不安がある。
- ・各企業において、コロナウイルス対応として、消毒手洗い、マスク等欠かさず準備し対応しているが、今後の2次感染が発生し授業員に感染が発生した場合作業員等の確保が課題となる。
- ・マスク着用などコロナウイルス感染症対策と熱中症対策の両立が難しくなっている。

調査結果 II 会員企業からの回答

1. 運用指針の運用状況①

Q1 発注見通しの公表（内容・頻度など）は適切に行われていますか？

○発注見通しの適切な公表については、「（ほぼ）行われている」の回答が、国土交通省及び都道府県発注工事ではともに9割を上回り、市区町村で8割強となっている。

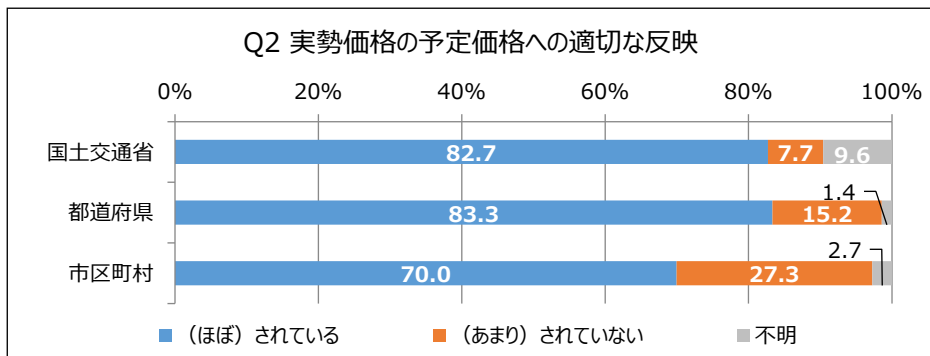


（改善内容・要望等）

- ・依然として市町村の多くでは公表頻度が年1回のところが多い。
- ・国及び県の公表は毎月のペースで更新されているが、市町村は年2回と頻度が少ない。
- ・四半期ごとに発注見通しを公表する市町村が増えてきている。
- ・県、市町村においては発注予定の精度に問題がある。発注予定に記載されている時期や規模が実際の発注時には大きく違っていたり、逆に発注予定に無い工事が発注されたりと、乖離が大きくあまり参考にならないケースも多い。
- ・県内市町村の見通しも国と同じように発注予定金額の公表をしてほしい。
- ・工事がJV案件であるかどうかやAランクで発注されるのかBランクで発注されるのかまでを公表してほしい。
- ・発注見通しに記載のないものが突然発注されたり、発注見通しに記載があるにもかかわらず発注されない場合もある。発注見通しを参考に事業計画をたてることもあり、中小零細企業にとってその変更は事業計画に大きな影響を及ぼすので、もし変更が生じる場合は少しでも事前に変更公表してもらえるとありがたい。

Q2 予定価格には、最新の労務単価、資材・機材等の実勢価格が適切に反映されていますか？

○実勢価格の予定価格への適切な反映については、「（ほぼ）されている」の回答が、国土交通省及び都道府県発注工事ではともに8割超となり、市区町村で7割となっている。



（改善内容・要望等）

- ・資材単価は適切に反映されるようになった。特殊資材・工法等においても見積採用方式をとることが多くなってきた。
- ・県工事で生コンクリートの単価差が生じたが単品スライド条項で変更を積極的に行ってもらった。
- ・建設物価等の資料を採用しているが、数カ月前のものとなるため、どうしても実勢価格との乖離が生じる。
- ・資材等で値上げの通達があっても、実際に反映されるのが3か月以上後になっているのが現状。値上げすると決定した場合はその月から対応してほしい。
- ・労務単価は全て反映されているが、特殊資材単価においてはメーカー見積金額との乖離が目立つ。また、相変わらず交通誘導員の設計単価と実勢単価との乖離が続いている。
- ・市町村において労務単価は国や県に準じているが、資材等の単価については歩切りや調整を行っている。
- ・労務単価においては交通誘導員、資材等については燃料、コンクリート2次製品の単価が反映されていない。
- ・未だに現場特質を考慮しない設計により、実際の施工と乖離した案件が多々ある。

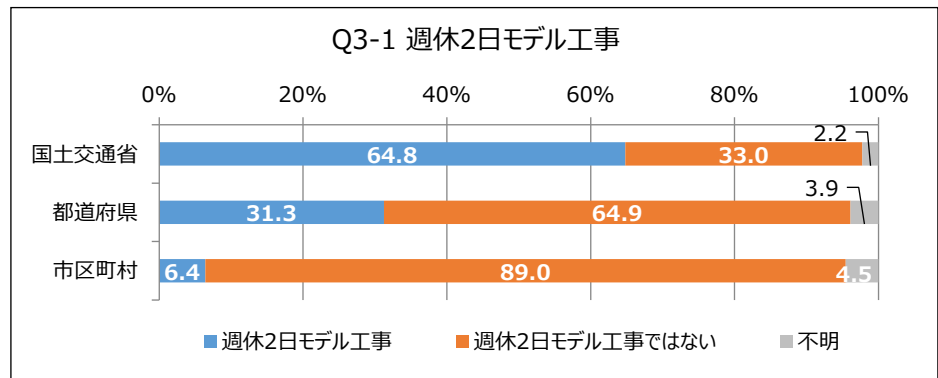
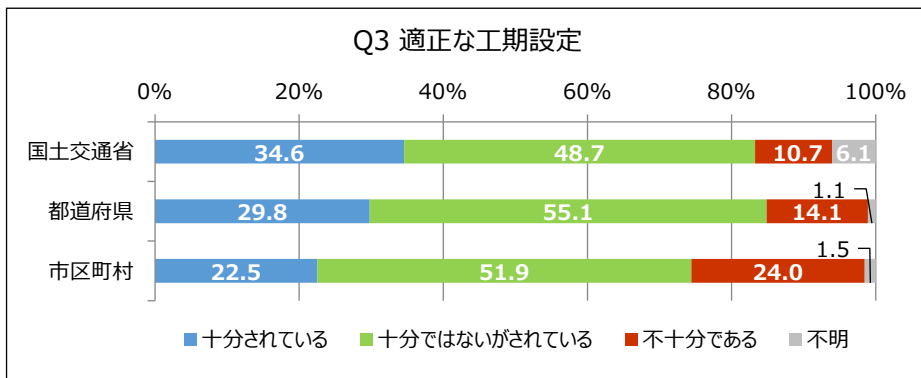
1. 運用指針の運用状況②

Q3 工期は、工事の内容、規模、地域の実情などを踏まえて十分な期間が設定されていますか？

Q3-1 Q3で「十分されている」「十分ではないがされている」と回答した工事は、週休2日モデル工事ですか？

○適正な工期設定については、「不十分である」の回答が、国土交通省及び都道府県発注工事では1割台となっているが、市区町村では2割台半ばと高くなっている。

○Q3で「十分されている」「十分ではないがされている」と回答した工事のうち週休2日モデル工事は、国土交通省発注工事では6割台半ばとなっているが、都道府県で3割強、市区町村では1割に満たない。



(工期設定に関する改善内容、要望等)

- 任意着手日・フレックス工期等、従来よりも受注者側の裁量が生かされるようになってはきている。
- 未だに設計金額によって工期が定められており、梅雨時期の河川工事等、時期と内容が一致していないものがある。
- 発注者の都合による「工期の延長」が技術者を束縛している。一時休止とは聞こえが良いが、3～6ヶ月休止されても、他の工事に従事させることはできず、限られた技術者を有効に活用できない。
- 工事着手時における発注者側の事前協議が未決であったり協議自体がなされていない場合もあり、受注後に即工事中止となる事例もある。
- 概算発注や現場に則さない仮設計画等が多いため、調査や計画に時間を要することで着手が遅れることがある。
- 工期設定を十分な余裕期間で設定されているが、工事が早期に完了したにもかかわらずなかなか契約変更をしてくれないため無駄に技術者を拘束し続けるケースがある。
- 事故対策整備や自転車道整備などの工事では、警察関係の協議に多大な時間を要し、変更等の協議が公安委員会の上部機関等において覆る事例もある。発注者も事前協議を行うなお努力しているのは重々承知しているが、警察も巻き込んで改善していかなければ不調不落は改善されにくい。
- 当初発注時における工期設定は厳しいものが多いが、その後の変更協議により十分な工期設定に変更される。当初より可能な工期に設定し発注をしてもらいたい。

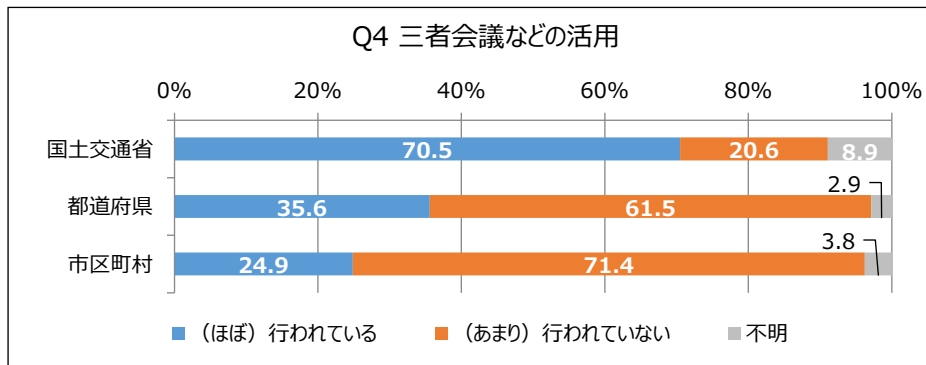
(週休2日モデル工事に関する改善内容、要望等)

- 国と県発注工事それぞれ2件の週休2日モデル工事を施工したが、いずれの工事でも4週8休を完遂できた。工期設定は適切であったと思われる。
- 昨年度は年度末が工期終期の工事で、4週8休を達成できなかった工事が複数あった。工期が厳しい設定であり、もう少し余裕を持ったほうが良いと思う。
- 市の案件においては現時点でも週休2日試行工事すら取り組まれておらず、当初設計においても変更契約においても、週休2日の工程ではないし、週休2日の経費も計上されない。週休2日を取り入れていく企業にとっては従業員のことを考えると受注を躊躇してしまう。
- 国土交通省では週休2日による積算になっているが、施工班数を増やしての工期設定（3班体制での施工等）となっている場合が多く見られ、労働者不足の現状では複数施工班の確保が厳しく、工期が不足（厳しい）する現場も発生している。
- 実施が困難な湧水期工事においても週休2日のモデル工事となっており、形だけの発注となっている。
- 4週8休で工事を進めているが、施工時期（特に年度末）に協力業者との休日調整が難しいことがある。
- 現在受注している橋梁下部工事では、台風などの増水に配慮して非出水期（11月）から工事を着手したが、近年は11月以降も降水量が多く増水による休工日が生じ、また増水により被害を受けた締切り工などの復旧作業で工程が遅延している。週休2日を確保するためには、柔軟な工期の延長が重要となるので配慮願いたい。

1. 運用指針の運用状況③

Q4 三者会議（発注者、施工者、設計者）などの活用により、受発注者間での情報共有は行われていますか？

○三者会議などの活用による情報共有については、「（ほぼ）行われている」の回答が、国土交通省発注工事では7割強となっているが、都道府県で3割台半ば、市区町村では2割台半ばに過ぎない。

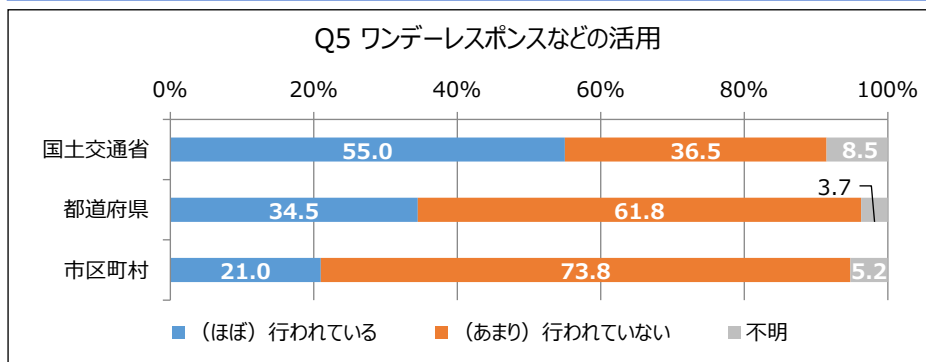


(改善内容・意見等)

- ・三者会議を行うことで後日の設計変更がスムーズに実施された。
- ・三者会議は、発注者・施工者・設計者の意思が明確になり非常に有効である。
- ・以前は必ず実施されていたが、近年は開催の必要が生じた場合（問題がある場合）のみ開催されているが、現在の開催頻度で特に問題はない。なお、修正設計に先立ち三者会議を実施したことにより、その後の設計が現場に即した現実的な設計となり効率的である。
- ・費用は施工側負担と言われることが多いので三者会議はできるだけ避ける。
- ・設計者との協議はあまりない。特に市町村では三者会議が開かれることの方が少ない。
- ・設計者を交えての会議はほとんどないが、発注者・施工者間では情報共有ができています。
- ・県、市において発注者と施工者の2者協議はあるが、設計者との協議はほぼ皆無である。そのため、設計変更を伴う協議事項については、指示までに時間がかかる。
- ・県、市町村とも三者協議が開かれることは少ない。特に設計者は発注者に納品したら後は受注者任せの傾向が見受けられる。

Q5 ワンデーレスポンスなどの活用により、迅速な対応が行われていますか？

○ワンデーレスポンスなどの活用による迅速な対応については、「（ほぼ）行われている」の回答が、国土交通省発注工事では5割台半ばとなっているが、都道府県で3割台半ば、市区町村では2割強に過ぎない。



(改善内容・意見等)

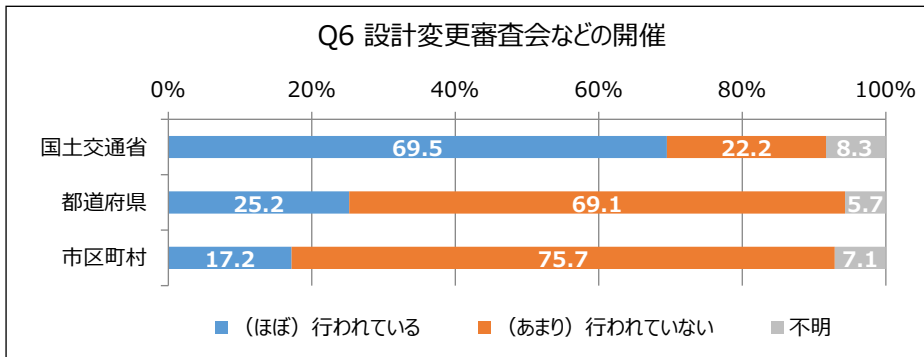
- ・国土交通省以外の発注者においては、ほぼ実施されていない。国土交通省においても担当者により差があるが、特に建築工事においては「ワンマンレスポンス」と揶揄されるような工事もあるのが実情である。
- ・県及び市町村関係工事では未だワンデーレスポンスの意識が乏しい。監督員によって対応、認識に大きな違いがある。
- ・質疑を受信したことのレスポンスはあるが、回答については相変わらず遅い（対応になっていない）。
- ・取り組み当初では、意識して行われていたが、最近では取り組み意識が薄れている。
- ・発注者によって対応は違うが、発注機関というよりも、発注者の監督員の力量に左右されると思われる。
- ・発注側担当者や設計側担当者が経験が少ない場合、どんなに実情を述べても理解してもらえずワンデーレスポンス以前の問題の時の時がある。
- ・緊急事態を除き、即日の回答を求めるケースはあまり無い。即断を求める場合にはそれなりの根拠と資料の取りそろえが必要であり、その作業プロセス中に発注者と適切な下打合わせをしておけばワンデーレスポンスという形式的な必要性はあまり感じない。



1. 運用指針の運用状況④

Q6 設計変更手続きの迅速化、透明性の確保などのために、受発注者が集まり協議する会議（設計変更審査会など）は行われていますか？

○設計変更審査会などの開催については、「（ほぼ）行われている」の回答が、国土交通省発注工事では7割弱となっているが、都道府県で2割台半ば、市区町村では1割台後半に過ぎない。

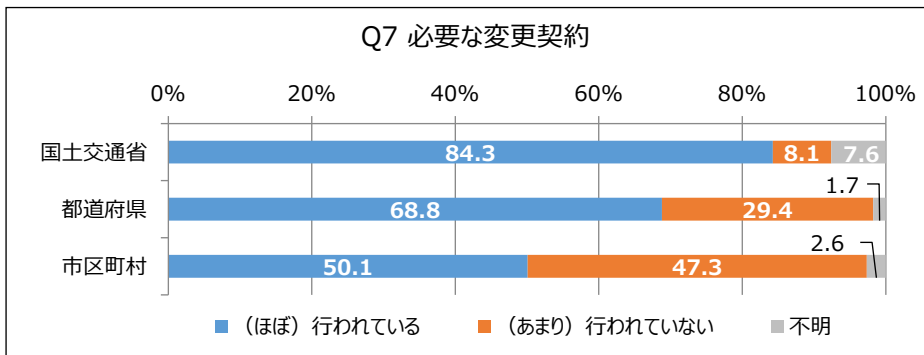


（改善内容・意見等）

- ・国では定着してきているが、それでも変更までの期間があまりない時期の開催により、受注者側の希望通りの協議ができていないことが多い。
- ・集まって協議することはないが、受注者の数量により、変更は概ねされている。
- ・行われていない。請負者が変更図面、数量、金額を期日までに提出しても、発注者側の対応が遅延し完成検査直前に変更協議となるために公正な契約が締結できない。
- ・国交省発注工事では、ほぼ全ての工事で設計変更会議が行われ、効果的に活用されているが、県や市町発注工事はほぼ行われていない。
- ・協議をする会議については、県、市町、市町村圏組合ともほぼないが、手続きの迅速化や透明性の確保については特段問題はないと思われる。
- ・会議は行われているが、設計変更手続きの迅速化はほとんど進んでいない。
- ・設計変更審査会は実施したが、形式だけと感じた。結局、設計変更書類（数量計算書、図面）を作成してコンサルと打ち合わせしているうちに発注者有利で物事が決まってくる。

Q7 施工条件の変化などに伴う、必要な変更契約が行われていますか？

○必要な変更契約については、「（ほぼ）行われている」の回答が、国土交通省発注工事で8割台半ば、都道府県で7割弱となっているが、市区町村では5割強にとどまっている。



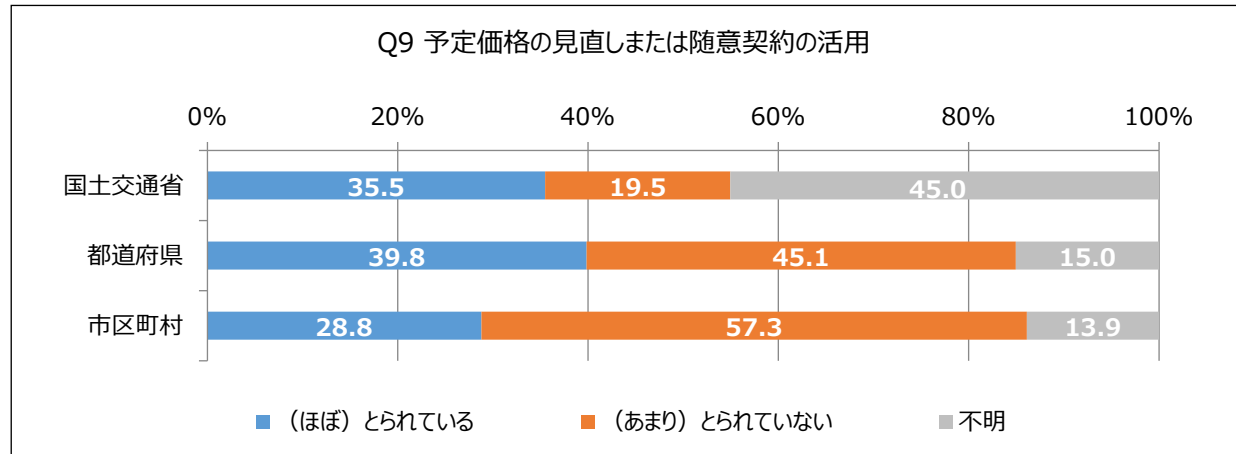
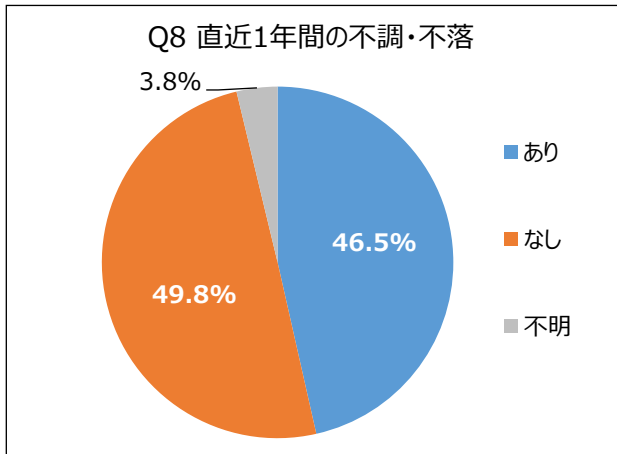
（改善内容・意見等）

- ・現場条件の変化に伴う設計変更は、見積もり徴収などの方法で行われるようになった。
- ・県は部署ごとや担当者ごとで異なるが、適切な理由や条件変更がある場合、設計変更が見直されてきている。一方、市は未だ予算上の都合により必要な設計変更がなされない場合がある。
- ・議会承認が必要な事業については、発注者側の手続きが煩雑になるため変更することに対して敬遠される傾向にある。
- ・県はほぼ適切に対応されているが、町工事で単独工事では予算がない等の理由で改善が進まない。
- ・歩掛り重視で重機の搬入も不可能な箇所でも変更しない。
- ・設計変更に関するガイドラインにより以前に比べて改善が進んでいると感じているが、担当者によっては徹底されていない場合がある。
- ・変更するための書類（協議書など）が多くなり現場負担が大きい。
- ・設計条件と実際の現場で、積算条件の差異が発生しても、前例がない場合は変更に応じてもらえないことがある。

1. 運用指針の運用状況⑤

Q8 直近1年間に入札に参加（検討を含む）した公共工事で、不調または不落がありましたか？
 Q9 Q8で「あり」と回答した方のみお答えください。その工事では、見積りの活用などによる予定価格の適正な見直しや随意契約の活用などの対応がとられましたか？

- 不調・不落の有無については、「あり」の回答が4割台半ばとなっている。
- 予定価格の適正な見直し等については、不明回答を除くと「（ほぼ）とられている」が、国土交通省発注工事では6割台半ばとなっているが、都道府県で4割台後半、市区町村では3割超にとどまっている。



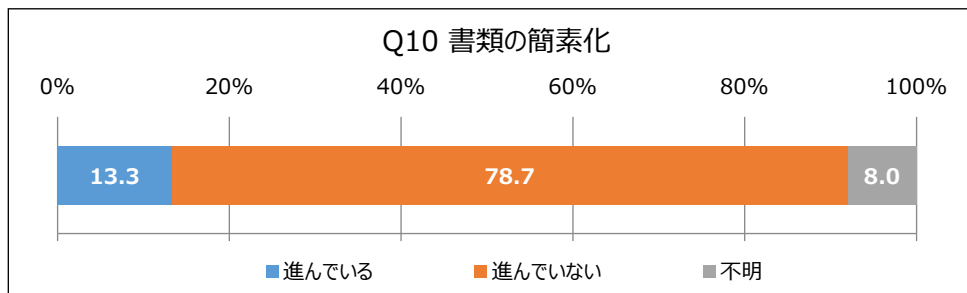
（改善内容・意見等）

- ・県発注工事において、不調・不落の工事があった際の再公告では随意契約の条項などが適用されている。
- ・国では経費等の見直しにより予定価格が改善されている。市・県では製品単価や経費等の見直しが十分になされていない。
- ・県では見積り採用により実勢価格に近い形での発注工事が多くなってきている。市町、市町村圏組合については、進みが遅いと思われる。
- ・不調案件の予定価格が若干引き上げられることはあるが、実勢価格に追いついていない。随意契約についても予算内での契約となるため、厳しい価格で随契となる事がある。
- ・不調・不落となった物件について再公告をする際に、一般競争入札の参加要件を、地域のみ変更して再公告するケースが多い。
- ・市区町村において、不調・不落した案件について参加資格条件を拡大し再公告し、競争入札としている。
- ・価格面での反映はなく、参加業者の緩和や、不調工事を集めて大ロットで発注を再公告している。
- ・工事内容も予算も見直し幅は少なく、何度も不調となっていたりする状況が実際にある。
- ・県や市の案件などでは、複数からの見積り徴収による歩掛りや資機材の単価決定はあまり見られない。また、見積り徴収されている場合でも依然として実勢価格と乖離がある。
- ・市町村では、見積り徴収経過や単価採用根拠が明示されていない。
- ・積算単価の適用が難しい市街地での施工や、日当たり作業量を確保出来ない工事・工種については積み上げ計上等により実勢価格により近くなるような対応を望む。
- ・価格面での不調・不落だけでなく、発注時期（繁忙期に集中する等）や現場条件が劣悪であることに起因するケースもあり、そちらについては抜本的な状況改善は難しい印象。
- ・市での見積り徴収価格にひらきがあるように思われる。国と同じように、事前に特調価格を明示すべきではないか。
- ・都道府県と市町村の発注時期が重なり、発注時期の分散化を図ってほしい。
- ・建築設計事務所が見積り徴収した金額を一部カットして設計に計上したため実勢価格とかけ離れた工事が不調となったが、その後の見直し等で実勢価格に近付いた設計内容で発注になった。

1. 運用指針の運用状況⑥

Q10 新運用指針では、受発注者双方の省力化のため書類の簡素化を推進するとされましたが、工事関係書類の簡素化は進んでいますか？
Q11 「進んでいる」と回答した方のみお答えください。簡素化が進んだ書類についてお聞かせください。

○書類の簡素化については、「進んでいる」の回答が1割超にとどまり、簡素化の進展は限定的となっている。



Q11 簡素化が進んだ書類

- ・施工計画書
- ・工事打合せ簿
- ・下請負人通知書
- ・施工体制台帳
- ・工事履行報告書
- ・安全管理関係書類
- ・工事写真
- ・検査書類

- ・情報共有システム（A S P）の活用が進んだことで、協議簿や履行報告などの提出は電子による送付済み、印刷やファイリングが不要となった。
- ・主に工事成果品について簡素化が行われ、紙で納品する書類がだいぶ削減された。
- ・A S Pを利用しているのでペーパーレスは進んでいるが、書類の作成自体は進んでいるとは思えない。

Q12 今後の簡素化を希望する書類や簡素化を進めるにあたっての課題についてお聞かせください。

（簡素化を希望する書類、簡素化の課題等）

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として「臨場による検査」から「臨場しない検査」スタイルの試行が行われ、ある意味簡素化になっていると思われる。引き続き、W E B等を活用することで書類の簡素化のみでなく、検査の簡素化も進めてもらいたい。
- ・国、地方公共団体への提示及び提出書類の共通化を図ってほしい（土木、建築、舗装など頻度の高い分野にて）。また、提出書類の簡略化も図ってほしい。これは週休二日制完全化を図る上でも、必須であると考えます。
- ・工事完了時の検査において工事評価点の高い会社の評価内容を検査官に聞いてみると、明確な回答ではないものの、求められている以上の書類提出により良く管理されているとの評価となっている模様で、簡素化の時勢とは明らかに逆行しているのではないかと感じざるを得ない。
- ・監督員と打ち合わせをして決定しても、検査官に違った方法を指示されることが多い。監督員及び検査官の意識統一を図ってもらいたい。
- ・当初設計の精度が悪く、設計照査や変更のための協議書他作成書類が多い、また、施工管理においても電子媒体での提出にもかかわらず、紙媒体での提出も要求されることが多い。
- ・生コンクリートなど J I S 認定工場の製品を使用しているのに、各現場での様々な試験を実施し、書類の量等も増える。現状であれば、J I Sの意味がない。
- ・災害復旧工事や工期の短い工事に関しては、提出書類を大幅に減してほしい。

- ・電子納品の書類は多少少なくなっているが、提示用等で用意する書類も多々あるので、現段階は簡素化になっていない。発注者側から不必要な書類をきちんと明示することが簡素化進展の第一歩だと思う。
- ・情報システム等を使用しているが、検査時には結局紙に印刷しファイルに閉じ、検査官が紙の資料で検査するので、中間の書類をいくら電子でやり取りしても、検査は相変わらず紙なので簡素化されたと感じることはない。
- ・出来形・品質管理については、管理頻度を上げたものについて評価される傾向にあるため、おのずと書類の量が増え、担当者の負担となり、休日出勤や残業を助長している。
- ・下請負人通知書と施工体制台帳を提出しているが、施工計画書にも同じ内容の書類を添付する事となっており、全体的な書類の簡素化を検討してもらいたい。
- ・施工体制台帳は、記載事項の確認やプロセスチェック時の資料が必要となり、各業者ごとに建設業許可通知書、建設業退職金共済契約者証、厚生年金、雇用保険証明書、主任技術者の実務経験証明書、資格証明書、見積り依頼書、外注契約特記事項、工事内訳書、見積書、注文書、注文請書、契約約款など多くの書類を取りまとめ添付している。それら添付書類は必要最低限になるよう配慮してもらいたい。
- ・担当監督官にもよるが、本来発注者側が作るべき書類（例：発注者指示の図面、計算書）の作成を頼まれることがある。

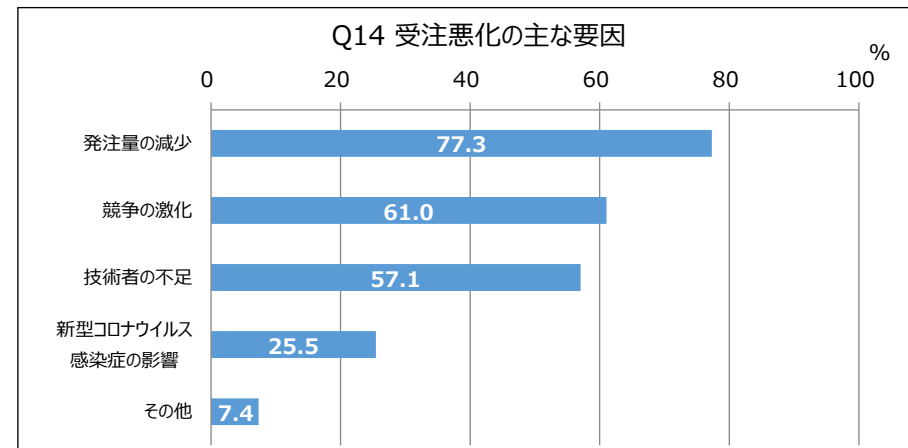
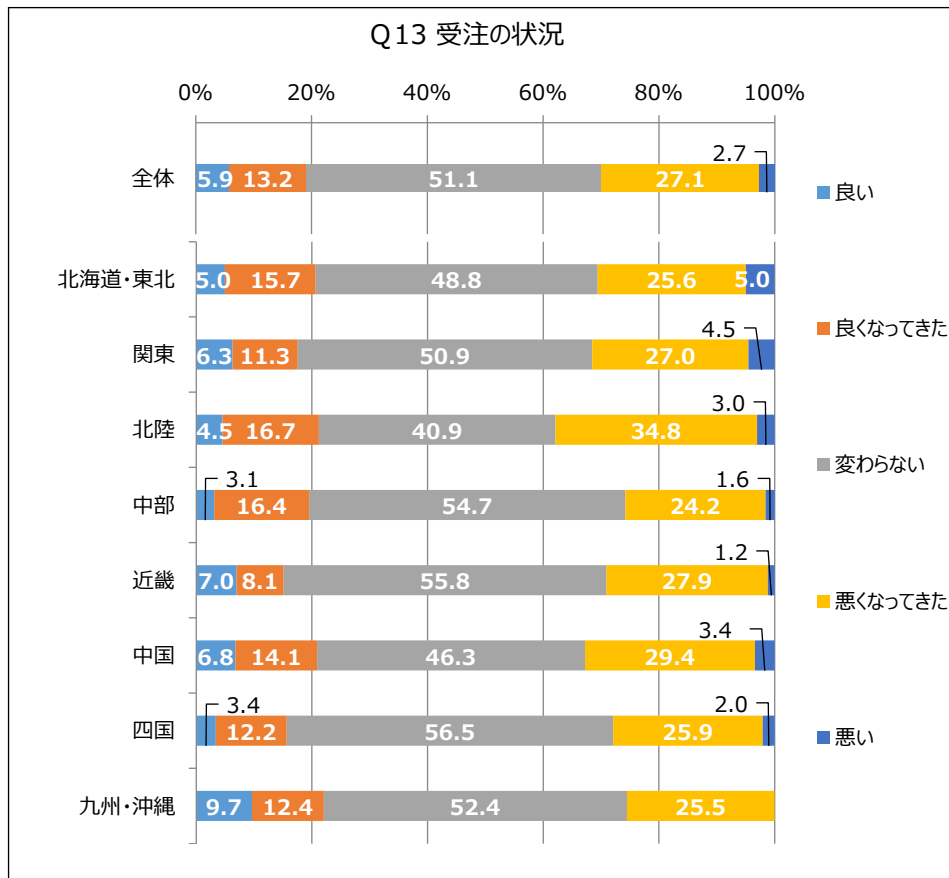
2. 会員企業の現況（受注の状況）

Q13 直近1年間とその前の1年間を比べて、受注の状況はどのようになっていますか？

Q14 Q13で「悪くなってきた」「悪い」と回答した方のみお答えください。受注の状況が悪化傾向にある主な要因は何ですか？（複数回答可）

○直近1年間の受注の状況については、「悪くなってきた」「悪い」の回答の合計が3割弱となり、ブロック別でみると「北陸」が3割台後半で一番高くなっている。

○受注悪化の要因は、上から順に「発注量の減少」（77.3%）、「競争の激化」（61.0%）、「技術者の不足」（57.1%）となっている。



（悪化要因・要望等）

- ・受注減少は、働き方改革による休日の増加に伴い、受注量を減らし組織のスリム化などを図ったため。
- ・市街地に重点的に工事が多く、山間部は減少傾向にある。人口が少なくても山津波等の災害に対する対策も必要。
- ・全体の受注量は変わらないが、元請での受注が減少している。競争が厳しさが要因の一つとして挙げられる。
- ・工期延長する工事が複数あることが原因。配置技術者の拘束期間が延び、応札件数は減少している。
- ・受注できるかどうかがクジ等の偶然性に左右される場合があり、受注が不安定である。
- ・災害復旧費の増加やオリンピック関連で国の予算は増えてはいるが、プロジェクト等のないエリアや市町村の公共事業発注の温度差等により、地域によって仕事が減少している。
- ・施行中の工事が予定より大幅に工期変更（設計変更・用地取得等）になり、技術者に余裕がなくなると受注できない。
- ・入札では、参加させる技術者の同種工事の施工実績が求められるが、その施工実績者が少なくなってきた。また30代の技術者が少なく引き継ぎできない。

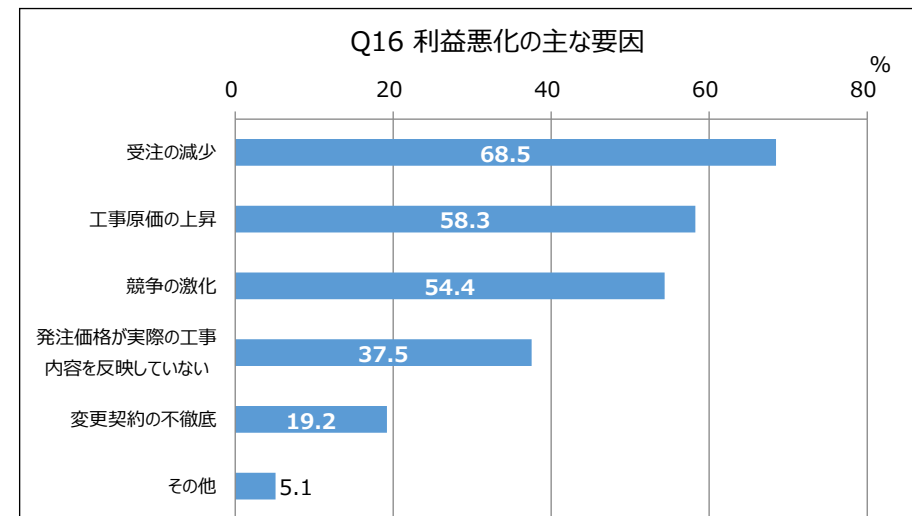
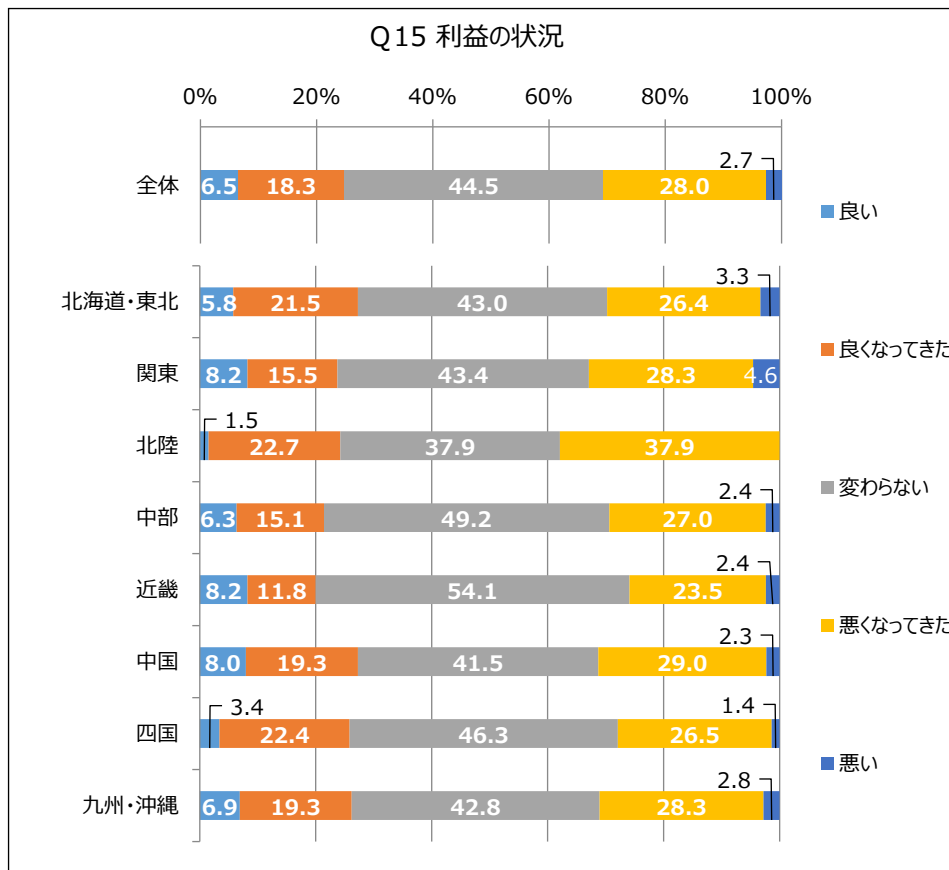
2. 会員企業の現況（利益の状況）

Q15 直近決算と前期決算を比べて、利益の状況はどのようになっていますか？

Q16 Q15で「悪くなってきた」「悪い」と回答した方のみお答えください。利益の状況が悪化傾向にある主な要因は何ですか？（複数回答可）

○直近1年間の利益の状況については、「悪くなってきた」「悪い」の回答の合計が3割強となり、ブロック別でみると「北陸」が3割台後半で一番高くなっている。

○利益悪化の要因は、上から順に「受注の減少」（68.5%）、「工事原価の上昇」（58.3%）、「競争の激化」（54.4%）となっている。



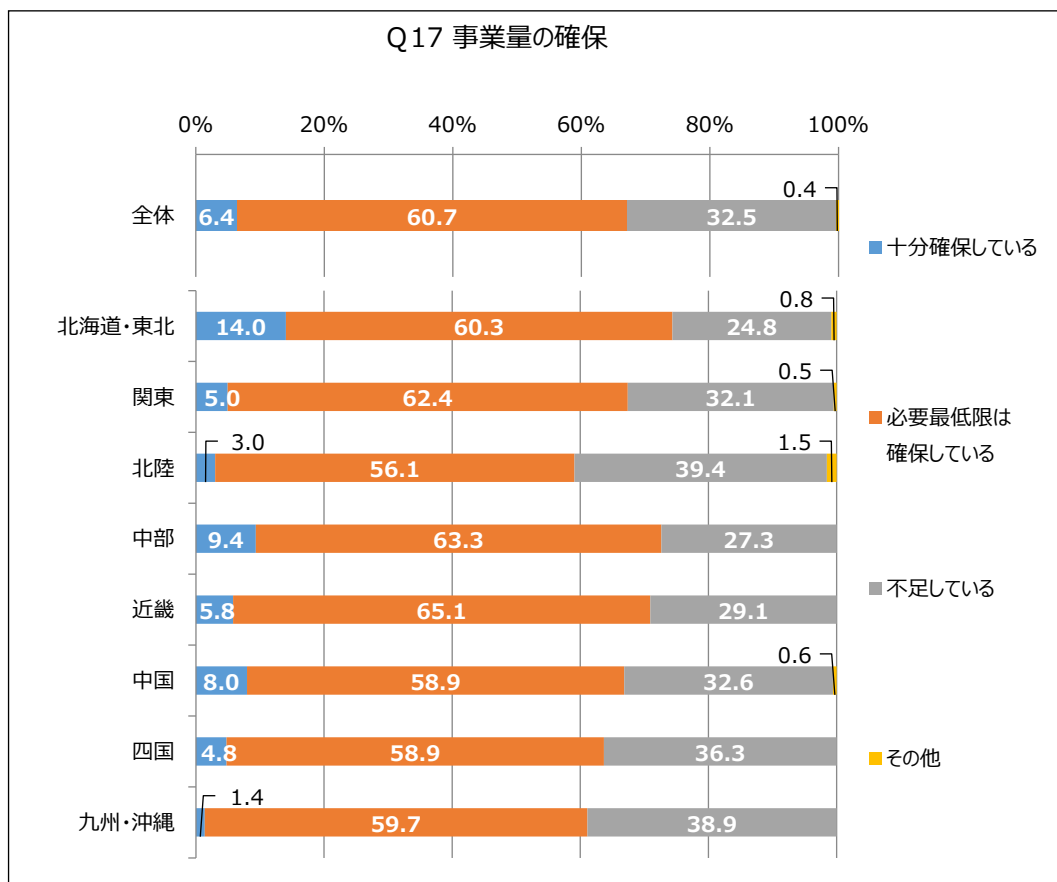
（悪化要因・要望等）

- ・一般競争入札に競争激化により、最低制限価格での落札がほとんどであり、利益の確保が厳しい。
- ・外注単価や警備会社へ支払う労務単価の上昇が設計単価の上昇をはるかに上回るため。
- ・工事ロットの小型化と発注工事が協議未成立で工事着手ができない等の案件が増えていることが要因。協議完了の見通しで発注するのではなく、協議解決してからの発注を徹底して欲しい。
- ・従業員確保のための賃金アップや福利厚生費用の増大。高齢化により賃金の高い従業員が多く、人件費等が増える要因の一つでもある。
- ・労務単価の上昇や見積もり採用による実勢単価に近い予定工事価格の設定など、会社経営に必要な経費の確保は徐々にできるようになってきているが、会社経営基盤の強化や4週8休へ向け、更なる単価・経費率・最低制限価格の見直しを図ってほしい。
- ・現場と発注条件が異なり、安全確保や現場条件に合った施工や小型の機械・車両等を使用するため原価が上昇する。

3. 地域建設業の持続性（事業量の確保）

Q17 貴社が人員・機材等を維持する上で必要とする事業量は確保されていますか？

- 事業量の確保については、「十分確保している」「必要最低限は確保している」の回答の合計が6割台後半となっている。
- ブロック別でみると、「北海道・東北」「中部」「近畿」では「十分確保している」「必要最低限は確保している」の合計が7割を超えているが、「北陸」では6割弱となっている。



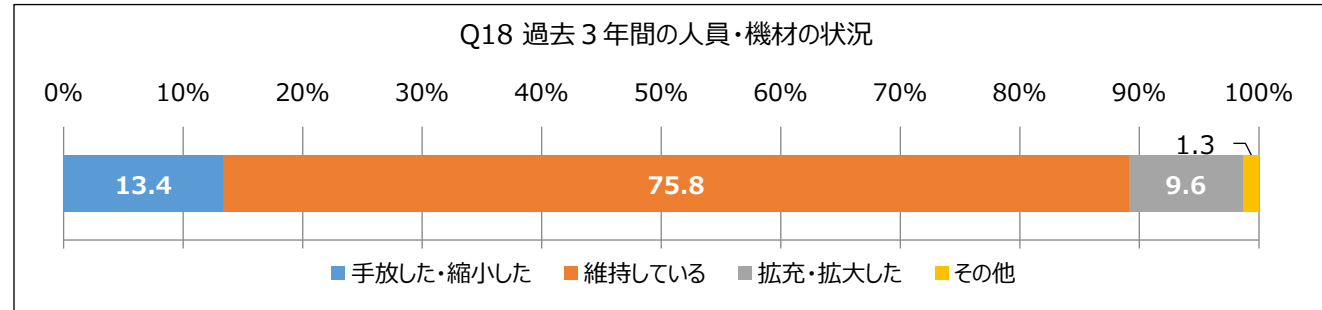
(課題・要望等)

- ・自社の地域では年々事業量が少なくなる傾向にあり、必要最低限の確保も難しくなっている。
- ・一工事あたりの工事金額が若干下がってきており、工事受注数は確保してきているが、工事高としては不足してきている。
- ・労務単価等改善してきているが、人件費、材料費等の高騰により利益の確保が難しく、人員、機材の拡充はできない。
- ・労働力の確保や育成、労働力不足を補うための設備投資等に資金が必要であるが、現状維持がやっとで、新規の雇用や設備の更新が行えない。事業量ではなく利益が不足している。
- ・平準化がされておらず、工事の公告があっても技術者不足で参加できない場合や、技術者が空いてきたときは工事発注が無く、人員が余ることが毎年あり、人員配置や採用に苦慮している。
- ・人材確保も難しいが、機械等は経年によりメンテナンスが必要になってくるため、その維持が困難となっている。
- ・事業量確保に向けて無理な受注を繰り返し、人手不足からくる原価の上昇で現場に大きな負担をかける負のスパイラルが常態化し、地方建設業が疲弊している中では、人員・資機材の確保が非常に厳しいという課題が残る。
- ・政府の政策によって左右され不安定である。補正予算で調整するのではなく、本予算の十分な確保が必要。
- ・次年度の工事量の見通しは立つが、それ以上の見通しが立たないため、各発注機関は5年程度の発注見通しを提示してもらいたい。
- ・通年で工事量が安定していないため協力業者の確保が困難である。
- ・近年、災害が多発している中で人員不足を切に感じる。普段から安定した工事量の確保が必須となっているが、エリアによって工事量の差を感じ、公共事業だけでは中長期的な経営計画を立てることが難しい。
- ・この2年度は必要最低限の事業量は確保できたが、今年度については事業量の確保が不透明。常に事業量の確保ができれば人員・機材等を維持はできる。課題は年間の事業量と平準化の発注と考える。
- ・今現在は、国土強靱化の政策のおかげで事業量は確保しているが、中長期的なビジョンでの事業量に不安がある。
- ・この地域は確実に事業量が減少傾向にあり、この先数年～10年後には、地域建設業が現状の体制を維持しているのは困難だと思っている。

3. 地域建設業の持続性（人員・機材の状況）

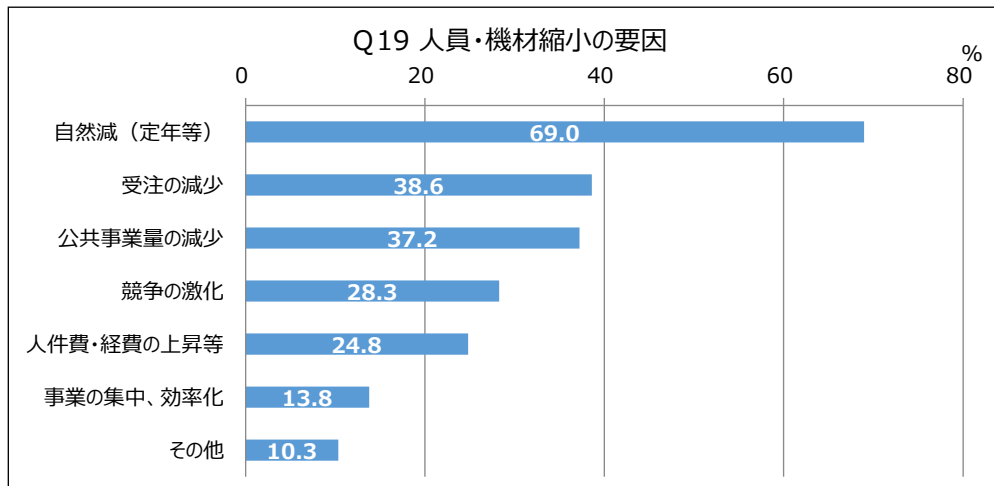
Q18 過去3年間において、人員・機材を手放した（業務を縮小した）ことがありますか？

○人材・機材の状況については、「維持している」の回答が7割台半ばとなっている。
一方、「手放した・縮小した」は1割超となっている。



Q19 Q18で「手放した・縮小した」と回答した方のみお答えください。その要因は何ですか？（複数回答可）

○手放した・縮小した要因については、上から順に「自然減（定年等）」（69.0%）、「受注の減少」（38.6%）、「公共事業量の減少」（37.2%）、「競争激化」（28.3%）、「人件費・経費の上昇等」（24.8%）となっている。



（課題・要望等）

- ・老朽化のため舗装機械の買い替えを検討したが、受注量の減等により採算が取れないと判断し断念した。
- ・機材について、老朽化による買い替えを検討したが採算が取れず、レンタルへ移行した。
- ・長期的な見通しが不透明であるため、人員・機材等の維持確保が難しい。
- ・入札件数が減少したうえ、入札がクジ運のみで安定していない。
- ・人材については、定年により退職し、新規採用・補充要員を募集しても応募がなく、採用してすぐにやめる。機材については安定した工事がなければオペレーターの育成ができないので老朽化した時点で手放すしかない。
- ・新卒入社の子員の確保が難しく、高齢化による退職で全体数が減少している。
- ・港湾土木関係の事業が減り、船舶維持及び更新が実質不可能な状況である。
- ・人員について、少子化で人が減っていくのはどうしようもない。人員募集をしていくつもりだが、地方のせいかなかなか難しい。
- ・外国人労働者（技能実習生）をさらに効果的に採用したい。
- ・3Kのイメージが強いのか、若者が建設業に興味を持たないような気がする。求人を出しても、応募がない。受注状況により、給与、賞与をあまり出せない。
- ・公共工事へのやりがいを感じられなくなり従業員が転職した。
- ・地方建設業は、若年層に見限られたのではないかと感じる。

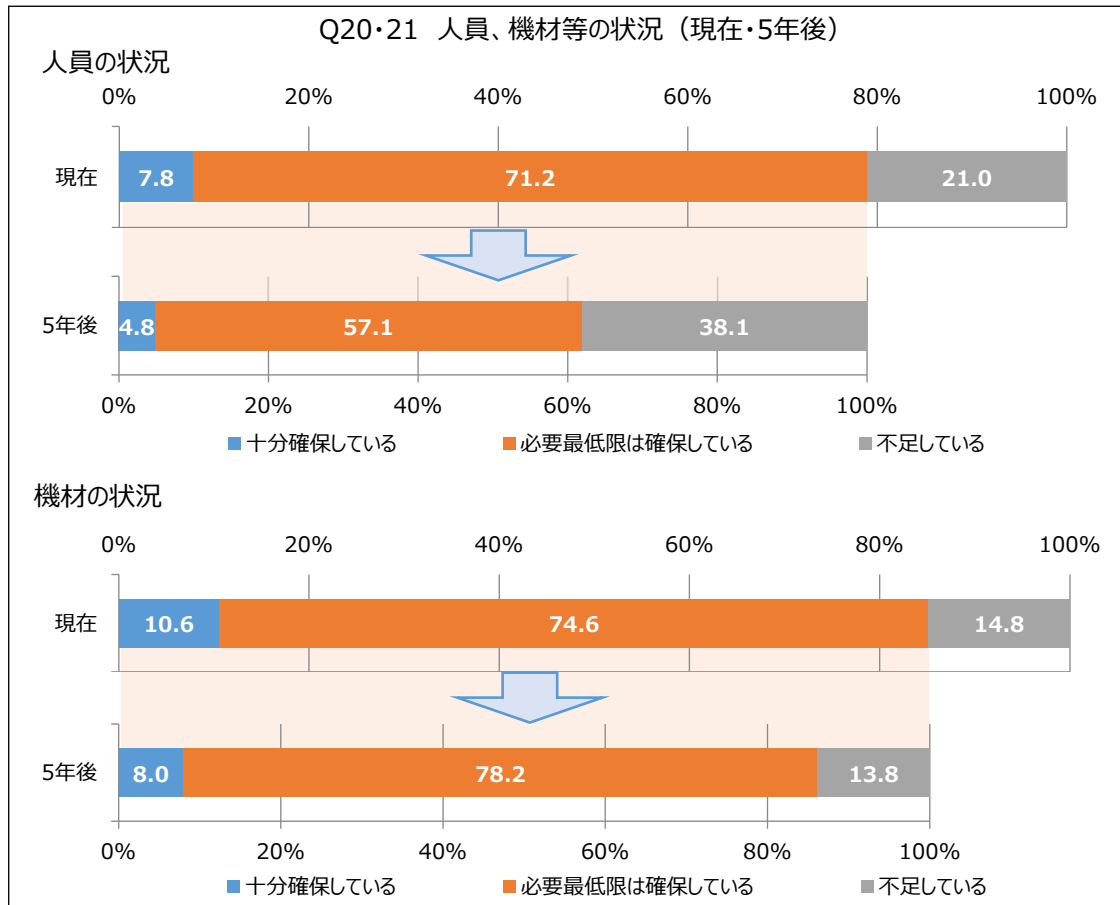
3. 地域建設業の持続性（災害時等の緊急対応体制）

Q20 現在、貴社の災害時等における緊急対応体制（人員、機材）はどの程度確保されていますか？

Q21 Q20で「十分確保している」、「必要最低限は確保している」と回答した方のみお答えください。5年後の体制はどのようになっていると思われますか？

○現在の人員の状況については、「十分確保している」「必要最低限は確保している」の回答の合計が8割弱となっている。

○一方、5年後の人材の状況については、上記回答のうち4割弱が「不足している」に転じると見込んでいる。



（課題・要望等）

- ・当社では人員・機材ともなんとか維持しているが、近年のゲリラ豪雨など災害が巨大化している状況では、実質的に人員・機材とも不足していると思われる。建設機械は高額なため、簡単に更新や新規購入ができないが、災害の巨大化に対応するために、建設機械購入に対する大胆な助成制度をお願いしたい。
- ・個別の災害等については対応が出来ると思うが、大規模災害時については、現況の体制で対応ができるか不安である。
- ・そもそもの企業も余裕があるわけではない。災害対応を見越して人材を確保しているところはない。何とかやりくりして、対応しているということを知ってほしい。
- ・業界全体として、対応時の経験不足による2次災害の発生を危惧している。
- ・県と防災協定を結んでいるが、大雨後の災害箇所を探す河川巡回パトロールは無償で、安全対策等作業を行った場合のみが有償となっている。見直しが必要ではないか。
- ・国は数年前から緊急時の巡回業務について、工事の中で以前より広域で求めているが、離れた地区の巡回は外注に頼らざるを得ない。外注先からは、毎回これが最後と言われる。
- ・人員の数は最低限度を確保しているが、高齢化により、災害時の長時間に渡る作業に耐える体力や健康面で不安がある。
- ・人員の高齢化や不足により、災害時の対応力は10年前に比べて半減している。機械は最低限は確保しているが、扱える人材が不足している。
- ・大規模災害発生時にはピンポイントでの対応は可能であるが、周辺地域全て対応できる能力は不足している。
- ・当社では何とか自社所有で確保しているが、自社機材を殆ど持たず、全てリース機械利用の会社もある、本当に緊急時の対応が可能か疑問が残る。
- ・当社は今後も精一杯体制を確保しているつもりではあるが、地域全体で見れば明らかに業者数も人員・機材も絶対数が不足している。
- ・労働者が高齢化する一方で、新規採用者も少ないことから、年々、従業員数も減少してくると思われる。長期的課題は、新規労働者をいかに確保するかであり、そのためには継続的で安定した事業量の確保が重要である。
- ・必要最小限の人員を集める努力はしているが、長時間拘束勤務となった場合の対応に交代要員が不足する等の問題は抱えている。
- ・人員に関しては労働者が高齢化しており、5年後は現在の3分の1が70歳を超えるため退職している可能性が高い。機械に関しては安定した事業量を確保できれば機材の維持は可能だが、操作する労働者不足が懸念される。

3. 地域建設業の持続性（除雪業務）

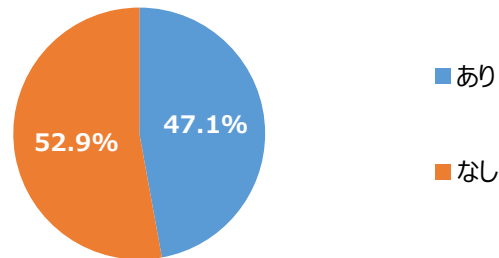
Q22 貴社は、この5年間に除雪業務を受注しましたか？

Q23 Q22で「あり」と回答した方のみお答えください。降雪量の違いにより除雪業務の採算性はどうか。また、除雪業務についての課題や改善・要望する施策などがあればお聞かせください。

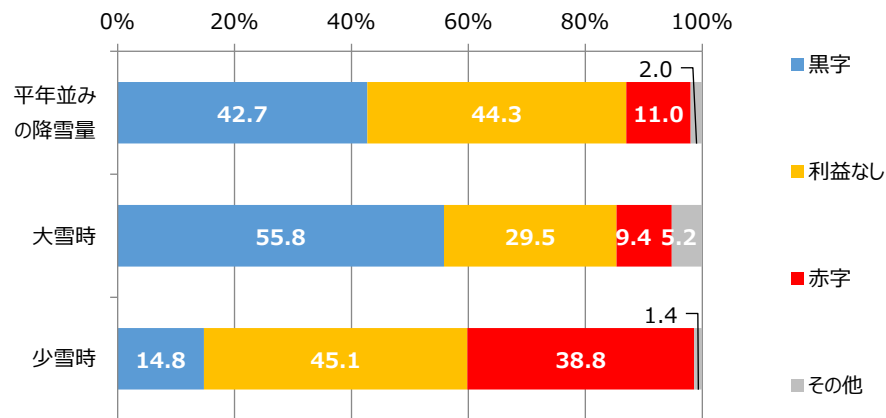
○除雪業務の受注については、「あり」の回答が5割弱となっている。

○除雪業務の採算性については、平年並みの降雪量では「黒字」が4割超となっている。一方、少雪時では「黒字」が1割台半ばにとどまり、「赤字」は4割弱となっている。

Q22 除雪業務の受注



Q23 除雪業務の採算性



(課題・要望等)

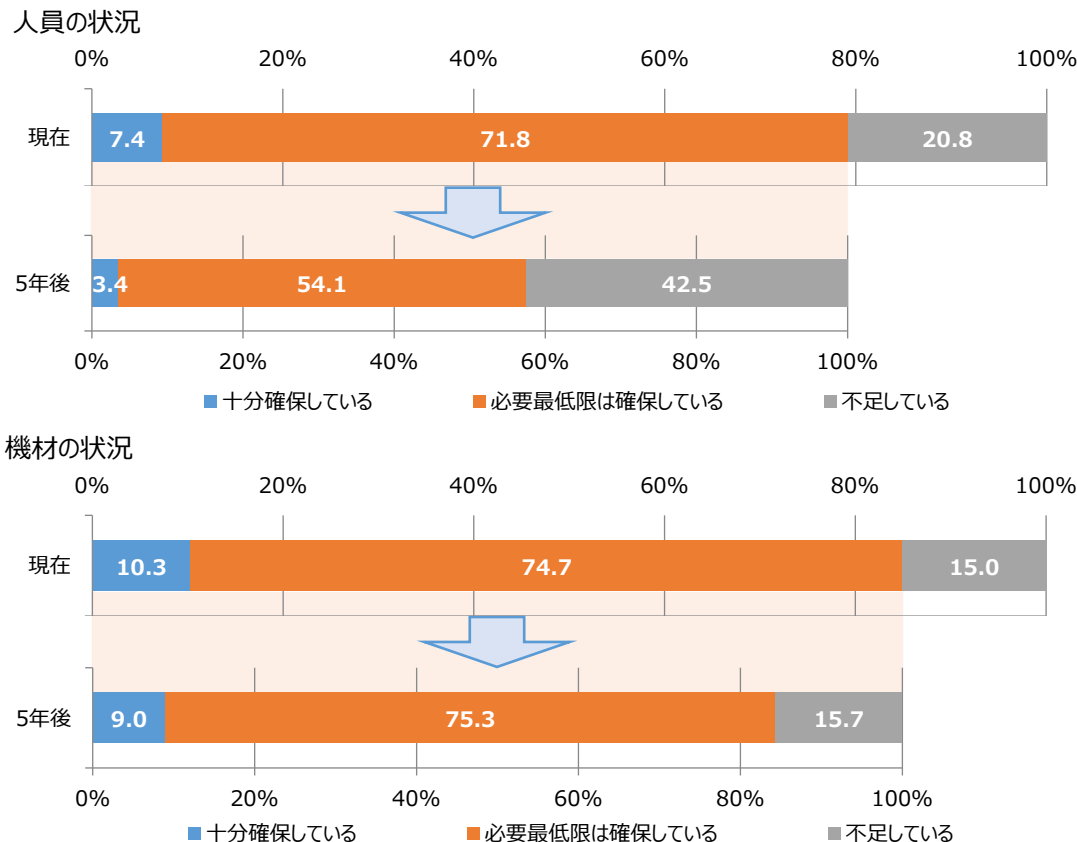
- ・除雪業務はそもそも見合った金額がもらえないため、ボランティアと認識している。夜間、早朝等に出勤する人件費だけでも相当な金額になり、到底黒字などあり得ず、今に始まったことではないと諦めている。自分たちがやらなければならないとの正義感のようなものだけで対応しているが、新たに入職してくる若年層に同じスタンスを求めるのは難しい。
- ・除雪を行うかどうかを判断するため開始前に状況を下見に行く場合、最低でも1時間半前には行くが、その費用をみてもらえない。
- ・昨年度は極端な少雪となり稼働がほとんど無かったため、少雪時には基本待機料と固定費の増額をお願いしたい。また、市では待機場所がなく、基本待機料の考えもなく、固定費のみである。また、巡回パトロールについても費用をみてもらえない。
- ・除雪の業務に関しては、待機料等の措置がないと少雪時は赤字になる。オペレーターの給与はほとんど持ち出しであり、対応策を検討願いたい。
- ・平成30年7月に県冬期道路交通確保連絡調整会議が設立されたことから、今後の採算性の向上に期待している。
- ・山間部での除雪で距離も長く狭小で回路もないため、1路線に1台ずつ配置しているが、とても間に合わない。当社も従業員の高齢化などの影響で人員にも限界があり、委託先を建設業協会等団体に委託してもらえると分散化できると思う。
- ・手持ち機械の老朽化により、発注者に費用計上してもらった維持管理費や消耗品費とは別に高額な修理費がかかるため、除雪しか使用しない機械の維持経費が負担となっている。
- ・除雪機械（グレーダー）を12月～3月まで4ヶ月リースするため、雪が降っても降らなくてもリース費用が生じる。降雪の多い年は何とか採算が合うが、降雪の少ない年は赤字になるため、最低保障制度（例えばリース費用の2ヶ月）が必要。
- ・今期（令和元年・2年シーズン）はほとんど降雪がなかったため、利益確保が難しいシーズンであった。国の指導により、最低保障制度に関するガイドライン等を整備し、発注者毎に変わらない制度に改善してもらいたい。
- ・必要な機械は担当地域に事前に運搬し置いておくため、その期間の損料や維持管理費等が少雪時には賸えず、大幅な赤字となっている。
- ・除雪機械は、発注者からの貸与を原則とすること。また、貸与する機械については、発注者が保有する機械のほか、リース会社からの調達（シーズン契約等）による貸与、建設業者が所有する機械の借り上げ（リース契約と同等の条件）による貸与等をお願いしたい。

3. 地域建設業の持続性（除雪対応体制）

Q24 Q22で「あり」と回答した方のみお答えください。現在、貴社の除雪対応体制（人員、機材）はどの程度確保されていますか？
 Q25 Q24で「十分確保している」、「必要最低限は確保している」と回答した方のみお答えください。5年後の体制はどのようになっていると思われますか？

- 現在の人員の状況については、「十分確保している」「必要最低限は確保している」の回答の合計が8割弱となっている。
- 一方、5年後の人材の状況については、上記回答のうち4割超が「不足している」に転じると見込んでいる。

Q24・25 人員、機材等の状況（現在・5年後）



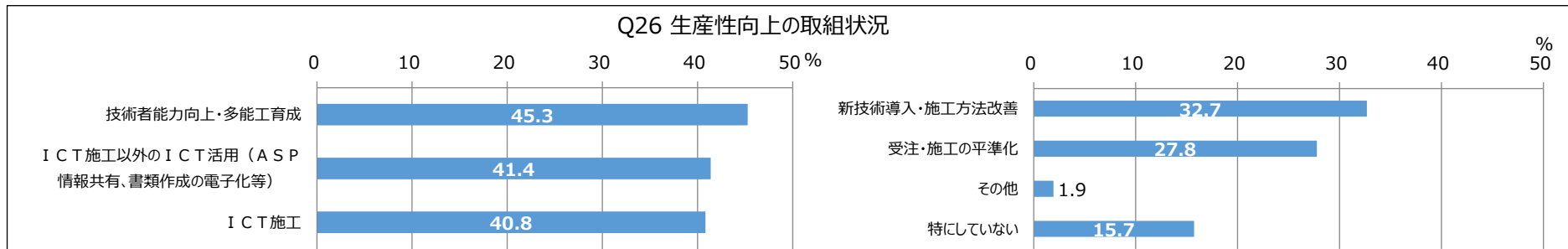
（課題・要望等）

- ・最近の少雪傾向により除雪機械の稼働日数が激減し、修繕費等維持管理費の負担が大きい。初めて除雪ドーザをレンタルしたが、稼働日数が2日で大きく採算割れした。
- ・大雪時は2交代制としたいが、人員が確保できず長時間労働を強いてしまう。
- ・年によって降雪量に差があるため、必要最小限の人員・機械で運営しているが、除雪時期と工事の繁忙期が重なるためオペレーターの負担が大きい。
- ・降雪対応のため作業員をその他の固定業務につかせることができず、少雪時には不必要な労務経費が発生するなど、降雪量によって採算が大きく変動する。そのため、人員の確保が難しく、除雪機械の更新など設備投資もできない。降雪量に係わらず最低限除雪業務に従事できる売上（基本待機料・固定費など）を計上してほしい。
- ・除雪用機械はリース対応しているが、稼働が無い場合は最低保証（待機料）があったとしても赤字となる。除雪用機械は道路管理者からの貸与が望まれる。
- ・除雪作業は夜間になることが多く、当日の昼間は通常作業をしているので、作業員の負担が増える。除雪作業が仮になくても待機費用をみてほしい。
- ・除雪作業のなかでの新型コロナウイルス感染防止対策に頭を悩ませている。
- ・オペレーターの育成が急務であるとともに、ICTを活用した除雪機械を普及させる必要がある。
- ・オペレーターの高齢化と後継者不足が懸念されるが、夏場の工事量・利益が確保できなければ冬場の体制確保も困難となる。
- ・オペレーターの数は慢性的に不足しているが、これは他社も同様であり、オペレーター確保のためには、賃金の優遇等を考えなければならない。
- ・社員に大型特殊免許を会社負担で取得させ、除雪業務に従事させる体制にしているが、除雪作業を実践させる環境がない。
- ・オペレーターの中心となる年代層（30～50歳代）の社員に限られる。このことは地域全体の問題であり、今後の除雪作業に大きな支障となる可能性がある。
- ・オペレーターの高齢化が進み育成が急務となっているが、海岸平野部では少雪傾向が続き、育成する機会が少なく、若手は経験すらできず覚えることができない。
- ・現在、オペレーターは必要最低限であり、5年後は不足している状況もありうる。また、機械も除雪専用のもを用意することは利益確保の観点からは難しく、現状保有している機械が老朽化すれば除雪業務は受けられなくなる可能性が高い。
- ・今年新しいオペを確保できたとしても全てをこなすためには、5年程度が必要。特殊作業であるため毎年一人でも確保したいところだが、なかなか難しいのが現実。

4. 生産性向上の取組み（取組状況）

Q26 生産性向上のために、どのような取組みをしていますか？（複数回答可）

○生産性向上のための取組みについては、上から順に「技術者能力向上・多能工育成」（45.3%）、「ICT施工以外のICT活用」（41.4%）、「ICT施工」（40.8%）、「新技術導入・施工方法改善」（32.7%）となっている。



Q27 工事の施工を通じて、ICTを活用して良かった点、悪かった点、改善策・要望などについてお聞かせください。

（良かった点）

- ・機械を理解習得するに多少の時間は要するが、習得すれば職人並みの出来形を確保することができる。
- ・起工測量に地上型レーザースキャナーやUAVを使用した写真測量を行うことで、測量の作業時間を短縮することができた。
- ・河道掘削など不可視部分の出来形の精度が向上した。
- ・ICTバックホウによる施工は補助労務を必要としないため、安全面でのリスク回避に大いに貢献している。
- ・助成金などの活用により自己負担が最小限でおさまった。
- ・熟練のオペレーターでなくても施工できるので、今後若手のオペレーターの育成などに期待している。
- ・若手が取組みに対し興味を持ってきている。

（悪かった点）

- ・大規模工事であれば採算性は良いと思うが、中、小規模工事だと採算性が合わないときがある。
- ・初期の段取り（ICT建機業者との打合せや現地確認など）に時間がかかる。
- ・GPS精度が安定していないので、前日と当日の仕上げに差が出ることもある。
- ・3次元設計データに誤りがあった場合、誤りに気が付かず施工を続けてしまう可能性があるため、施工中はこまめに出来形を確認する必要がある。
- ・対象工事がまだ少ないので、経験者をそのまま連続して配置してしまい、社員間でICT工事に関する知識差が開いてしまった。
- ・技術の習得が個人の力量によるところもあり、馴染めない技術者も多い。

（改善策、要望等）

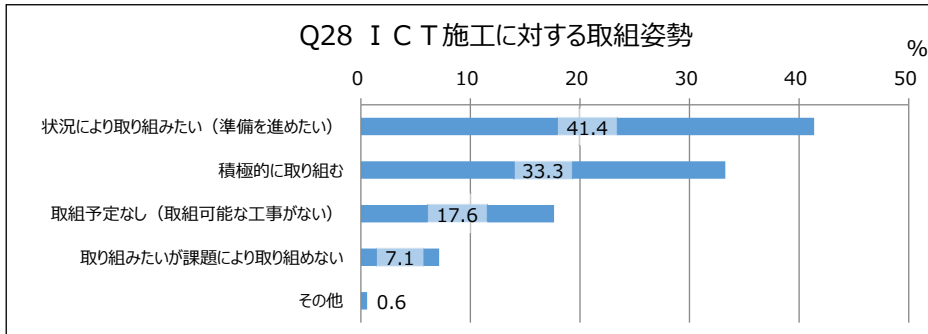
- ・3次元設計データ作成が業務の負担になっているので、発注者より提供されることを望む。また、ICT活用に関わる書類等（精度を証明するための書類など）も多いことが負担となっているので、軽減してもらいたい。
- ・監督員立会での確認は、図面にて行うので従来の測量で数値を確認しているのが現状。また確認写真も従来と変わらなかったので、ICT施工の管理に合った方法で立会いをお願いしたい。
- ・いくら受注者がICT活用に伴い努力したところで、発注者の理解がなければ本当のICT活用とは言えないと感じている。もっとICTに伴う理解力の向上を要望したい。
- ・発注者がICT工事を発注するもの、担当者レベルでは理解のレベルが低い。
- ・天候不順によりICT機械のリース期間が長期に渡り実質的な費用が大きく掛かった場合等は変更協議に応じてもらいたい。
- ・小規模工事ではコストが高く活用できないので、活用できるよう改善してもらいたい。
- ・ICT施工が推進されているが、施工機械のリース料と積算単価が合わないため改善してもらいたい。
- ・設計変更が生じると、3次元設計データを最初から作り直すことになり、技術者の負担が大きくなることから、極力設計変更が生じないように要望する。
- ・今後、ICT活用を普及していくために、CPDSの講習会での積極的な教育普及、一定スキルの習得の認定資格の設置やその展開が望ましい。
- ・中小建設会社がICTを活用した工事を本格的に導入していくためには行政側の指導や支援が不可欠。人材や資金の面で圧倒的に有利な大企業と同レベルで進めていくことは困難。



4. 生産性向上の取組み（ICT施工）

Q28 今後のICT施工に対する貴社の取組姿勢についてお聞かせください。

○ ICT施工の取組姿勢については、上から順に「状況により取り組みたい」（41.4%）、「積極的に取り組む」（33.3%）、「取組予定なし」（17.6%）、「取り組みたいが課題により取り組めない」（7.1%）となっている。

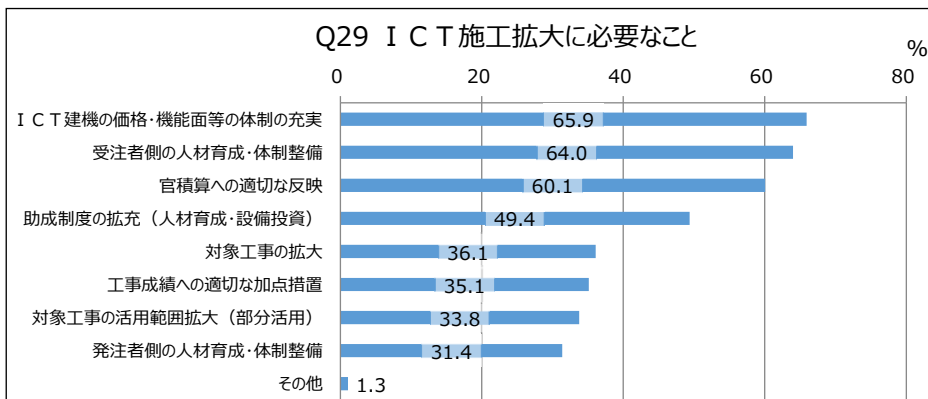


(課題・要望等)

- ・自社で地上型レーザースキャナーを所有して起工測量や出来形測量を実施している。また、3次元データも自社で内製化しており、現場の要請に合わせた対応ができています。
- ・現在、規模の大きい土工事・舗装工事など限られた工事が対象であり、ICT建機を使用する工事がなく取り組めていないが、3D CADデータを作成し施工管理や出来形管理に利用している。
- ・自社小規模工事作業所でICTソフト等を導入し、試験的に実施を予定している。
- ・今後、従事者数の減少が見込まれる建設業界において、業務の効率化は必須であり、その解決策としてICTの活用は一番有力な手法であるため、積極的に取り組んでいきたい。
- ・ICT施工に取り組みたいが、ICT施工希望型案件が少ない。地域によって取組みの差がある。
- ・工事価格とICT施工に係る導入及びデータ三次元に掛かる費用負担を考えると、なかなか導入できない。
- ・大きな資金を要するため積極的ではない。また、会社自体がその段階にはないと思う。

Q29 ICT施工を拡大するためには、どのようなことが必要だと思いますか？（複数回答可）

○ ICT施工の拡大のために必要なことは、上から順に「ICT建機の価格・機能面等の体制の充実」（65.9%）「受注者側の人材育成・体制整備」（64.0%）、「官積算への適正な反映」（60.1%）、「助成制度の拡充」（49.4%）となっている。



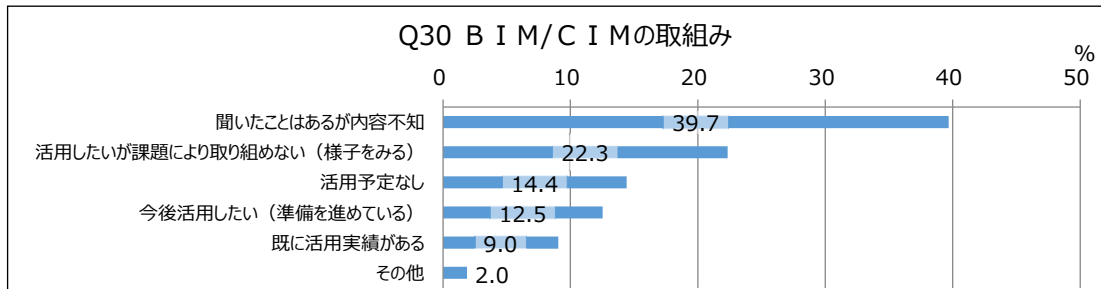
(課題・要望等)

- ・ICT施工機器や測量機器は高価なので、拡大には積算への適切な反映が必要。また、適用が難しい工事に対しても積極的に取り組んでいる会社には、工事成績で加算することでインセンティブとなる。
- ・まずは体制整備が必要だと考える。ICT施工での助成制度、建機等の価格をはじめ、発注者・受注者の人材育成を先行して行っていくべきで、地方においては対応する基盤が十分に整っていないと思う。
- ・ICTはとくく建設機械の自動施工に目が行きがちだが、前提となる設計データが万全でない問題が生じるため、受発注者ともにデータの検証ができる体制、環境作りが必須となる。
- ・具体的なメリット（合理化、スピードアップ、特に増収・増益等）を取りまとめた事例集があれば、関係者の理解が進みやすいと思われる。
- ・ICT活用事例の紹介、施工時の問題点等、未経験者の疑問点に対応する講習会・勉強会の頻繁な開催等が必要と思われる。
- ・重機をリースする場合、リース費用が従来機械よりも高額でとなり、ICT施工による経費削減金額ではカバーできない場合がある。
- ・大きな会社であればICT導入のコストに見合ったメリットが得られると思うが、小さな会社では導入コストに見合ったメリットを得ることが難しい。

4. 生産性向上の取組み（B I M / C I M）

Q30 新運用指針では、新たに「B I M / C I M(※)の積極的な活用」に努めるとされましたが、貴社では、これまでB I M / C I Mについてどのような取組みをしましたか？ ※ B I M / C I M (Building/Construction Information Modering,Management)

○ B I M / C I Mの取組みについては、上から順に「聞いたことはあるが内容不知」(39.7%)、「活用したいが課題により取り組めない」(22.3%)、「活用予定なし」(14.4%)、「今後活用したい」(12.5%)、「既に活用実績がある」(9.0%)となっている。



(取組内容等)

- ・都市部やステップ数の多い複雑な工事では、可視化による関係者間の情報共有の効率化が意思決定の迅速化につながる。鉄道切替工事や輻輳する埋設管の3D表現などに積極的に活用している。
- ・B I Mを新規導入し、過去の施工物件等で精度の確認を行い上々の結果のため、今後活用を進めていく。
- ・工事の活用実績はあるものの、測量会社へ外注して取り組んだ。
- ・土工事において活用できる状況にあるが、対象となる工事が発注されていない。
- ・建築ではBIMが標準化されれば、大型工事で劇的な生産性向上が見込めるだろうが、地方にはソフトウェア導入コストを回収できるだけの大型工事は極めて少ない。

Q31 Q30で「既に活用実績がある」、「今後活用したい」と回答した方のみお答えください。B I M / C I Mの活用を通じて良かった点、悪かった点、課題や改善・要望する施策などについてお聞かせください。

(良かった点)

- ・事前測量に活用。平面図と断面図をそれぞれ確認するだけでは見落としやすい既設埋設物と構築物との干渉度合いが明確になった。
- ・書類作成ツール (品質、写真、出来形、施工) の活用で、書類作成時間が昔に比べて短縮された。
- ・可視化により、打合せ等の効率化や手戻りの防止につながった。

(悪かった点)

- ・現時点ではソフトを扱える人材に限られ、また、ソフト・ハードともに専用で高価なものが必要となる。
- ・設計段階で図面データが3次元化されていないため、受注者側で3次元化作業が発生する。
- ・モデルの作成に操作方法の習得や知識を要するので負担が大きい。

(課題・改善・要望等)

- ・本来の思想である計画から維持管理まで一貫した情報共有を果たすためには、設計段階での3次元化を更に進める必要がある。
- ・各社それぞれのモデルデータのため、他の専用ソフトとの連携に汎用性が無く、関係業者を包括した活用にならない。
- ・導入に係る諸費用や人材育成に関する教育面でのサポートを望む。

Q32 Q30で「活用したいが課題により取り組めない (様子を見る)」、「活用する予定なし」と回答した方のみお答えください。そのように思われる理由や課題をお聞かせください。また、改善・要望する施策などについてお聞かせください。

(理由・課題等)

- ・発注者側が活用に向け積極的に動いているように受け取れない。
- ・ICT施工もままならない状況であり、設備投資など負担もかかるため、発注時のC I Mが条件となった際に対応する予定。
- ・活用することで競争力などが向上するのであれば人員を割いて取り組みたいが、現在そこまでのメリットがないように見受けられる。
- ・B I M / C I Mを活用できる人材及び育成等、体制作りに時間が必要。
- ・C I Mソフトが高額であるのに加え、操作する専属の人間も必要となるため費用対効果に疑問が生じる。

(改善、要望等)

- ・設計者、発注者、施工者が構造物のイメージを共有できる面では生産性の向上と品質の確保に有効性があると思われるので、今後の普及に期待している。ただし、それに対するソフト、ハードの導入と技術者の育成に対する対策が必要と考える。
- ・自社だけでなく各協力会社も入ってこない意味がないので、協力体制の確立が必要と思われる。
- ・受注者側の判断で取り組むには施工に際しリスクを伴うので、講習会開催の拡大や、発注者側指定でC I M対象工事を積極的に行ってほしい。
- ・大型工事のみではなく、中小規模の工事にも適応できる活用事例を広く紹介してほしい。



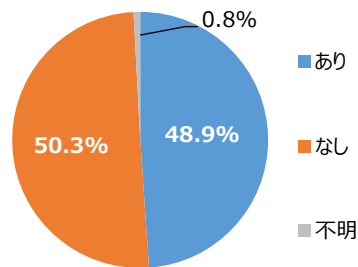
5. 災害時における対応（災害復旧工事）

Q33 貴社は、直近1年間に災害復旧工事を受注しましたか？

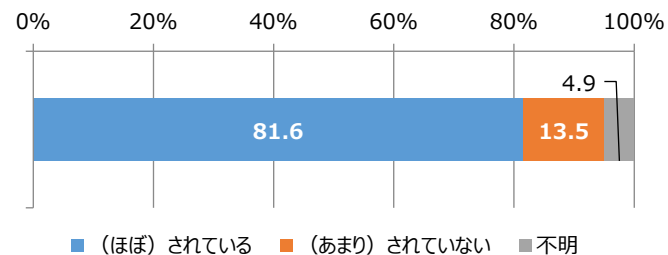
Q34 Q33で「あり」と回答した方のみお答えください。新運用指針では、災害復旧工事等の発注にあたり、工事の緊急度に応じて随意契約等の適切な入札契約方式を選択・活用することとされています。貴社が受注した災害復旧工事は、適切な入札契約方式が選択・活用されていますか？

○直近1年間における災害復旧工事の受注については、5割弱が「あり」と回答。また、「あり」と回答したもののうち適切な入札契約方式の選択等については、「（ほぼ）されている」が8割強となっている。

Q33 災害復旧工事の受注



Q34 適切な入札契約方式の選択等



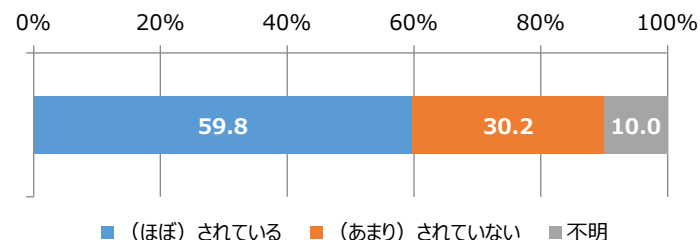
（課題・要望等）

- ・災害協定により工事を受注しており、適切な見積り合わせを行った上で契約できている。
- ・自社が受注工事については特に問題はなかったが、より緊急性の高い案件については、随意契約方式を積極的に採用してほしい。
- ・ある自治体では、災害復旧工事が不落となった場合でも発注方式の見直し、そのまま時間を空けて再発注している。
- ・地域性を理解した発注になっておらず、受注者も地区外業者となっている。
- ・配置技術者が通常工事と同一扱いなので、災害応急復旧工事などは通常工事と兼務可能な仕組み作りを検討してほしい。例えば、通常工事を工事一時中止とし、災害復旧に取りかかれるなど。
- ・河川災害は、受注時には発注者から感謝され、2か月後には休みなしで早く終わらせると文句を言われる。

Q35 Q33で「あり」と回答した方のみお答えください。災害による需給ひっ迫などにより労務単価や資材・機材の実勢価格と積算価格に乖離が生じた場合、予定価格（変更契約を含む）は、見積りの活用などにより適切に設定されていますか？

○予定価格の適切な設定については、「（ほぼ）されている」の回答は6割弱にとどまり、「（あまり）されていない」が3割強となっている。

Q35 予定価格の適切な設定



（課題・要望等）

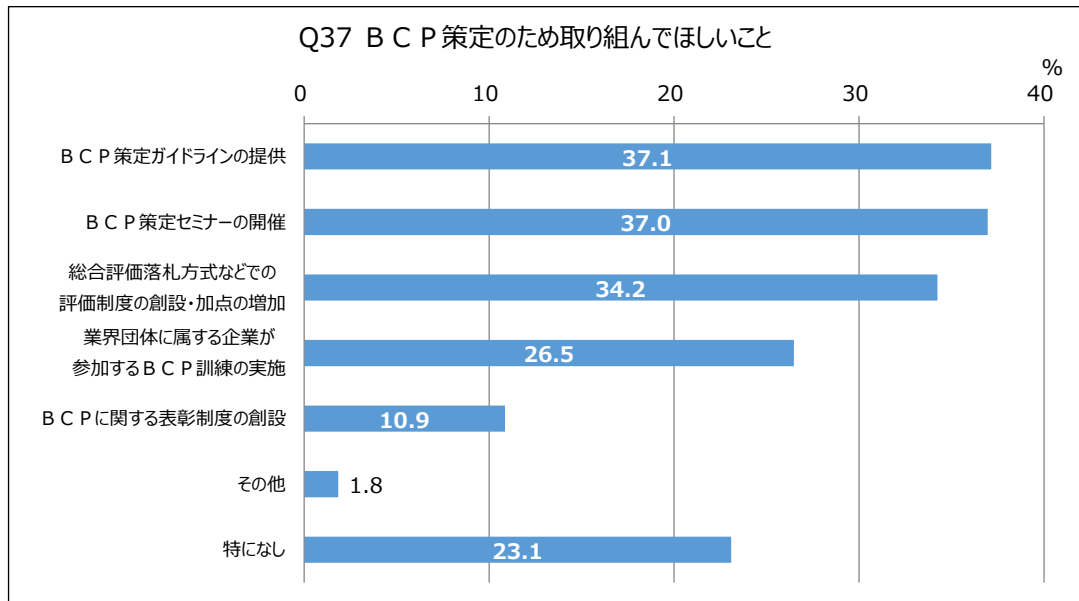
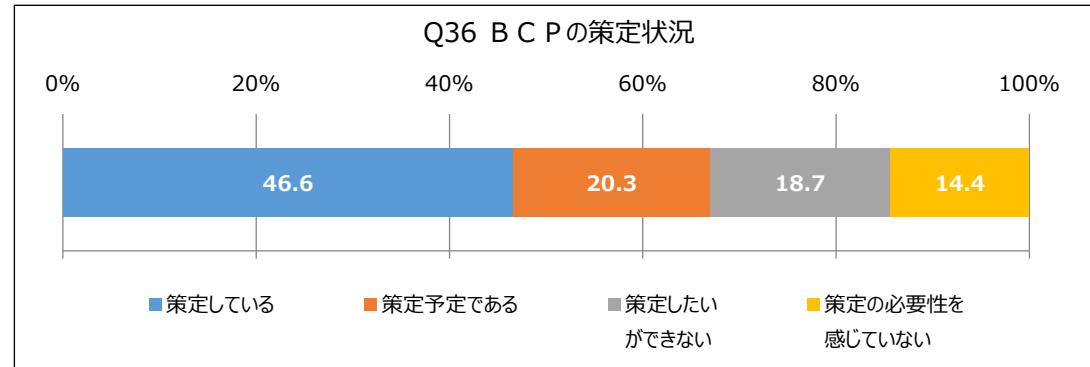
- ・緊急時は見積りの活用が行われている。
- ・重機や仮設資材のリース料が不足により一時的にリース料が高騰しても、共通仮設の率計上なので別途積み上げは不可能で反映できないとの回答をされる。
- ・概算発注にもかかわらず、設計変更の対応がスムーズではない。
- ・県や市の災害復旧では、現場の実情にあわせた施工方法の変更や資機材の追加など実際に要した費用が変更契約で計上されないことが多々見受けられる。
- ・災害復旧工事は、通常より手間のかかる作業が多く積算単価では赤字となることも多いので、実勢単価での対応をお願いしたい。
- ・通常工事に比べ土砂崩壊等の危険性が高く、一日当たりの施工量が低下するため、直接工事費または経費率の見直しが必要と思われる。

5. 災害時における対応（事業継続計画の策定）

Q36 災害などの緊急事態が発生したときに、自社の損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るために、事業継続計画（BCP）を策定していますか？

Q37 事業継続計画（BCP）の策定・更新のため、国や業界団体などに取り組んでほしいことは何ですか？（複数回答可）

- BCPの策定については、「策定している」が4割後半、「策定予定である」は2割強となっている。
- 取り組んでほしいことの内容は、上から順に「ガイドラインの提供」（37.1%）、「セミナーの開催」（37.0%）、「評価制度の創設・加点の増加」（34.2%）となっている。



（課題・要望等）

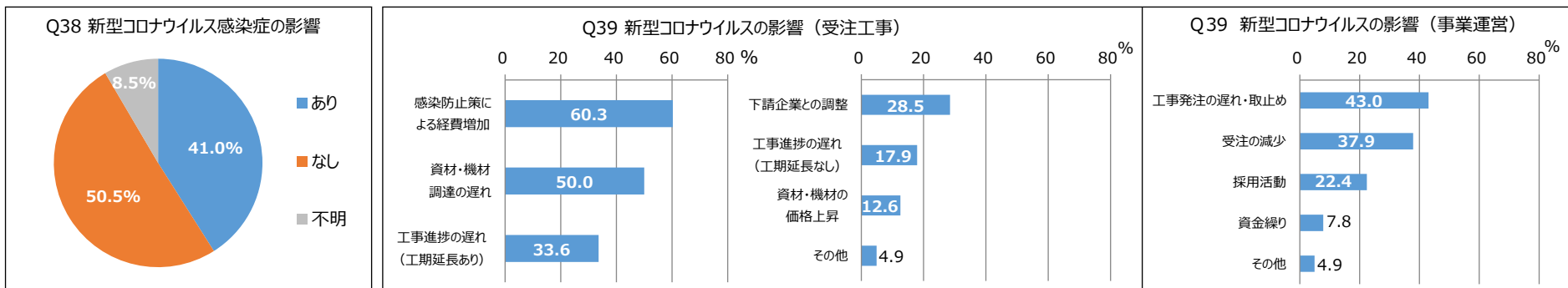
- ・BCPの事業継続力認定について、都道府県に比べ国は毎回指摘事項が細かいと感じられる。担当者も相当苦労しており、できるだけ認定企業を増やし育てる方向で、内容チェックを是非お願いしたい。
- ・中小企業の規模では、実質的に社内に代替人員のいない部署や業務もあり、BCPを策定するとしても限定的なケースにしか対応できない。予備人員の派遣なども含め、企業単独でなく地域内で相互に人員の融通を行えるようなネットワークを構築していく必要があるのではないかと。
- ・災害時など地域の建設業は復旧に当たるお医者さんであり事業継続改革は必要不可欠なため、BCP策定セミナーの開催して手法を地方建設業に教えてほしい。
- ・建設業のBCPは災害対応に早く参加するためのBCPであり、本来の意味の事業継続を目的とした計画となっていない。そのため、自社用のものを別途作成する必要がある。
- ・更新を重ねてくると内容が充実させる目的と要求が増えてくる事で、継続的な負担増が心配。
- ・各発注機関における総合評価落札方式での加点ではなく、経営事項審査の社会性Wの加点項目として採用すれば策定企業が多くなるように思う。
- ・BCPについては、地域の共助力を高める取り組みに参画することで一部の内容を簡素化してほしい。企業単体での自助力のみ求められても困難なものもある。
- ・会社立地条件や業種別でみたBCPの全国的な策定事例を紹介してほしい。
- ・地域密着の小さな企業で災害時も事業継続はするつもりだが、BCPの策定が本当に必要なのか疑問がある。

6. 新型コロナウイルス感染症の影響

Q38 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、貴社の受注工事や事業運営は影響がありますか？

Q39 Q38で「あり」と回答した方のみお答えください。それはどのような影響ですか？（複数回答可）

○感染症の影響については、4割強が「あり」と回答。影響の内容は、受注工事では「感染防止策による経費増加」（60.3%）、「資材・機材調達の遅れ」（50.0%）、事業運営では「工事発注の遅れ・取止め」（43.0%）、「受注の減少」（37.9%）の順となっている。



（影響のあった内容等）

- ・建設予定のホテルの受注が先延ばし、あるいは白紙となる見込み。他にも自動車ディーラー店舗の受注先延ばしなど、大きく影響が出ている。
- ・民間工事において、受注予定の物件が無期限の延期となった。
- ・新型コロナウイルス対策費用確保のため、発注予定であった学校施設のリフレッシュ事業が延期になり、入札参加（予定）案件が減った。
- ・官庁の業務進捗の遅れにより工事発注が遅れ、受注減少に至っている。
- ・発注者のテレワーク実施によりレスポンスの遅延が頻繁に発生し、工事の進捗に影響した。
- ・他県業者を使わないように要請が来たので下請を再度探すことになった。
- ・海外技能実習生の受入れが実質停止するなどの問題が発生している。
- ・マスク・消毒剤の購入、三密を避けるため現場事務所、作業員詰所ハウスの大型化等費用がかさんでいる。

Q40 新型コロナウイルス感染症の影響により、現在、貴社が直面している課題や改善・要望する事項などがあればお聞かせください。

（課題・要望事項等）

- ・受注量、売上等の低下により資金繰りが困難となった。
- ・民間の設備投資に関する事業が先送りとなり、今年度予定していた工事高の確保が困難となりつつある。
- ・民間建築工事で設備投資関連工事に計画の延期や中止が出ている。
- ・中国等の海外からの資機材の調達に遅れが生じ、工程に影響が出ている。
- ・発注者やコンサルタント会社の在宅勤務徹底により、協議打合せや修正設計業務が遅延し、工程に影響が出ている。
- ・発注が一時止まったことにより入札が集中し、技術者の確保が課題となっている。
- ・工事発注が一時止まった影響で発注時期が遅れたため、降雪時期までの竣工が困難となっている。工事中止による工期延伸となると、来年度発注案件に対する技術者の確保に課題が生ずる。
- ・コロナ対策で予算が使われ、公共工事の発注量に影響が出ることを懸念している。
- ・国土交通省以外の発注者でも、同じように感染防止対策に要する費用の設計変更が確実に実行されるか明確でなく不安がある。
- ・発注時期の遅れなどにより技術者確保が困難となる場合、できる限り余裕工期を設定してもらいたい。
- ・施工現場で感染者が発生した場合、発注者側が工事の遅れに対しどの程度許容してくれるかが不安。
- ・除雪業務で感染者が発生した場合、現在の処置としては濃厚接触者が陰性と診断されなければ、業務に戻る事ができないため、その間の除雪業務に支障が発生する。要望として、除雪従事者を優先してPCR検査が受けられる体制としてほしい。
- ・C P D等の講習会の中止により年間取得単位が確保しづらいため、緩和処置対策を実施してもらいたい。

